

坂祝町

子ども・子育て支援事業計画

平成 27 年3月

坂祝町

目次

第1章	計画の概要	1
1	計画策定の趣旨と背景	2
2	計画の法的根拠と位置づけ	3
3	計画の期間	3
4	計画の策定体制と経過	3
第2章	子ども・子育てを取り巻く現状	5
1	統計による坂祝町の状況	6
2	人口推計について	9
3	子育てに関するアンケート調査結果の概要	11
第3章	計画の基本的な考え方	23
1	計画の基本理念	24
2	計画の基本的な視点	25
3	施策体系	28
第4章	子ども・子育て環境の整備	31
1	子ども子育て関連3法について	32
2	教育・保育提供区域の設定	33
3	量の見込みの算出における考え方について	34
4	教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期	35
5	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保内容・実施時期	39
6	教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について	50
第5章	子育て施策の展開	53
基本方針1	地域における子育ての支援	54
基本方針2	母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	60
基本方針3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	66
基本方針4	子育てを支援する生活環境の整備	69
基本方針5	職業生活と家庭生活との両立の推進	74
基本方針6	子どもの安全の確保	77
基本方針7	支援が必要な児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	80
第6章	計画の推進にあたって	87
1	計画の推進体制	88
2	計画の評価	88
	参考資料	89

第1章

計画の概要

1 計画策定の趣旨と背景

子どもは、次の時代を担うかけがえのない宝物であり、これからのまちの未来をつくる貴重な存在です。社会の希望である子どもが安心して育つことができる環境、安心して子どもを生み育てることのできる環境の整備が必要です。

わが国の少子化は急速に進行しており、平成 24 年の合計特殊出生率は 1.41 で人口を維持するのに必要な 2.08 を大きく下回っています。その背景には、子育てに関する不安や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが挙げられます。また、女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。

国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、新たな子ども・子育てのための包括的・一元的なシステムの構築についての検討が始まりました。平成 24 年には、幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連 3 法」が制定されました。

新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会の実現のため、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが目指されています。

当町は、平成 21 年度に「坂祝町次世代育成支援行動計画」を策定し、よりよい子育て環境の整備に取り組んできました。しかし、当町においても少子化や世帯規模の縮小、女性の社会進出による低年齢児の保育ニーズの増大など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化しています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、本計画を策定しました。

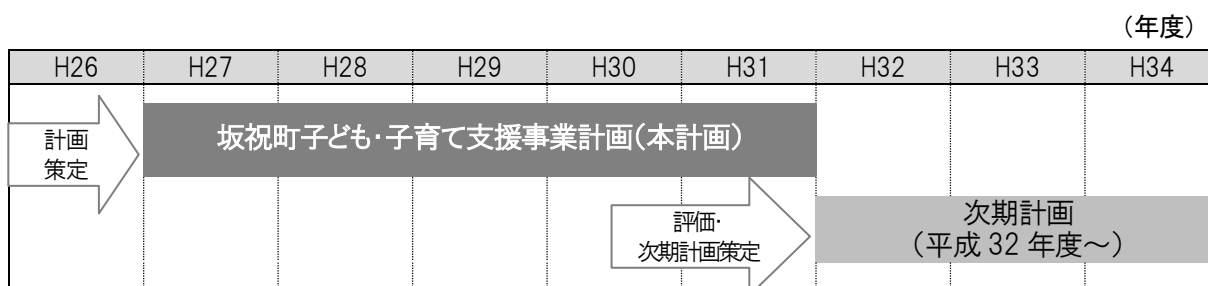
2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援法に基づく「坂祝町次世代育成支援行動計画」の考え方を継承するものとします。

また、本計画は、上位計画である「坂祝町総合計画」や、その他関連計画とも整合を図り策定しています。

3 計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には、計画の達成状況の確認と見直しを行います。



4 計画の策定体制と経過

(1) 子育てに関するアンケート調査の実施

本計画を策定するに際して、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、0～5歳の就学前児童の保護者352人、小学1～4年生の保護者314人を対象として、「子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 「坂祝町子ども・子育て会議」の設置・開催

本計画に子育て当事者等の意見を反映するとともに、当町における子ども・子育て支援施策を子どもと子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者等で構成する「坂祝町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画の素案を中央公民館の窓口やホームページで公開し、広く町民の方々から意見を募りました。

子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(2) 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(3) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

3 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、前項各号に規定するもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

(2) 保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項

(3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村子ども・子育て支援事業計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画、教育基本法第17条第2項の規定により市町村が定める教育の振興のための施策に関する基本的な計画（次条第4項において「教育振興基本計画」という。）その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

8 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、インターネットの利用その他の内閣府令で定める方法により広く住民の意見を求めることその他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県に協議しなければならない。

10 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

第2章

子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計による坂祝町の状況

(1) 人口・世帯の状況

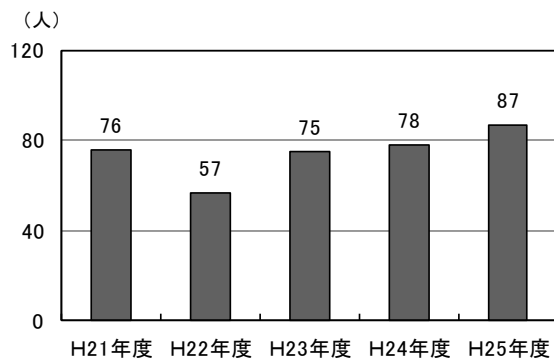
①人口の状況

今後、中長期的には年少人口の減少が見込まれている

坂祝町の出生数は、平成25年度で87人となっています。今後は少子化が進み、中長期的には年少人口（0～14歳）が減少していくことが予想されます。

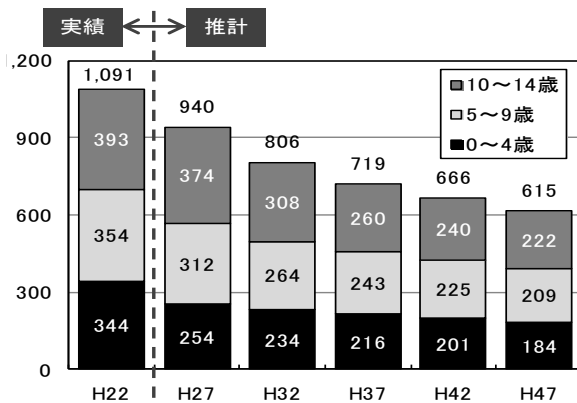
また、人口ピラミッドをみると、年少人口（0～14歳）が少なくなっています。

■出生数の推移



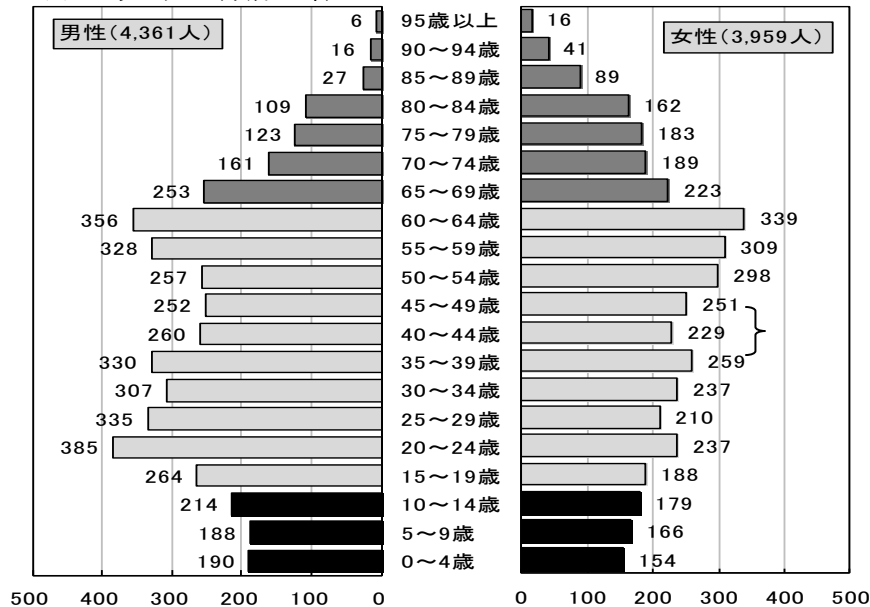
資料：保健センター

■年少人口の推移と推計



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所

■人口ピラミッド（平成22年）



資料：国勢調査

POINT

- 長期的視点、短期的視点の両面から、子どもの人口の動向を見据えた環境整備が求められます。
- まちの未来の担い手となる年少人口の確保に向け、子育てサービスの充実などによる「子育て世代に選ばれるまちづくり」を進めていく必要があります。

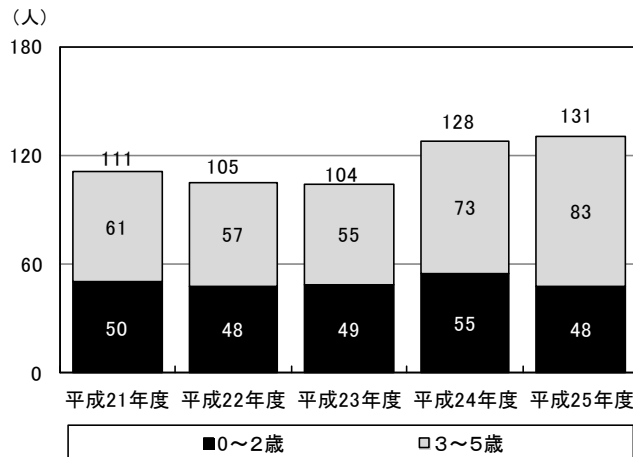
②保育所、幼稚園園児数の状況

保育所は増加傾向にあり、幼稚園は減少傾向にある

坂祝町の保育所入所児童数の推移をみると、平成23年度から平成25年度にかけて増加しており、年齢別では3～5歳が特に増加しています。

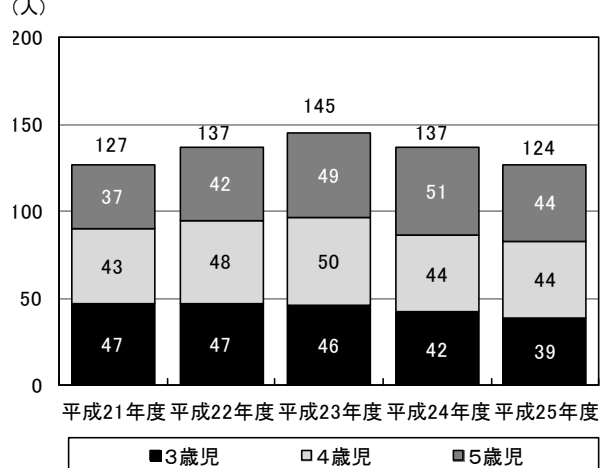
また、幼稚園入園児童数の推移をみると、平成23年度から平成25年度にかけて減少しており、年齢別でも3歳児、4歳児、5歳児のいずれも減少しています。

■町内保育所入所児童数の推移



資料：教育委員会 こども課

■町立幼稚園入園児童数の推移



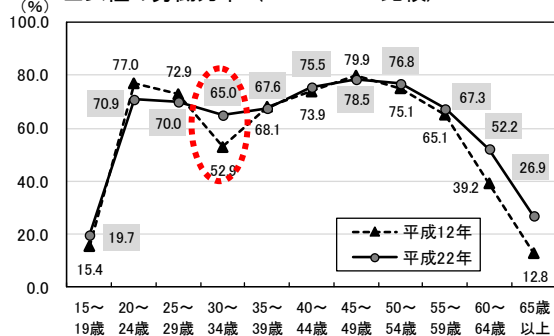
資料：教育委員会 こども課 幼稚園

③女性の労働力の状況

女性の労働力は子育て世代で低くなっているが、今後女性の就労が進むことが予想される

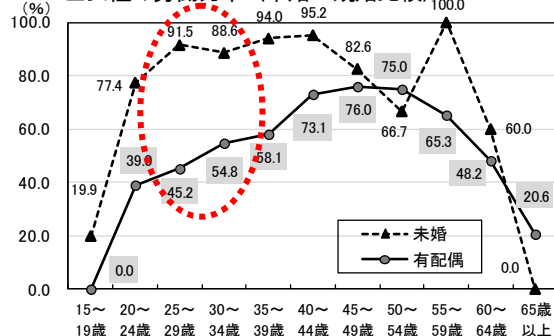
坂祝町の女性の労働力率は、全国的な動向と同様にM字カーブを描いていますが、平成12年と平成22年を比較すると、M字の谷の部分が上がっており、女性の就労が進んでいる現状がうかがえます。女性の労働力を未婚・既婚で比較すると、20歳代後半から30歳代前半にかけて30～40ポイントの乖離がみられ、結婚などを機に退職する女性が多いことがうかがえます。

■女性の労働力率（H12・H22比較）



資料：国勢調査

■女性の労働力率（未婚・既婚比較）



資料：国勢調査（平成22年）

POINT

- 国の政策等によりさらに女性の就業が進んでいくことが予想されることから、企業等とも連携しつつ、子育てしながら働き続けられる環境の整備を行っていく必要があります。
- 今後も核家族化、女性の社会進出が進んでいくことが予想されることから、男性も含め、家庭における子育てのあり方の重要性を啓発していく必要があります。

④地区の状況

町全体の状況とともに、各地区の状況を踏まえた子育て支援が必要である

坂祝町では、小学校区、中学校区とも同一の1地域区分となっています。

■保育所・幼稚園の状況

保育所・幼稚園	園児数(人)	定員(人)	在籍割合(%)
坂祝保育園	77	80	96.3
遊々保育園	54	60	90.0
坂祝幼稚園	124	180	68.9

※保育所:平成26年3月31日現在(広域受入含まず)

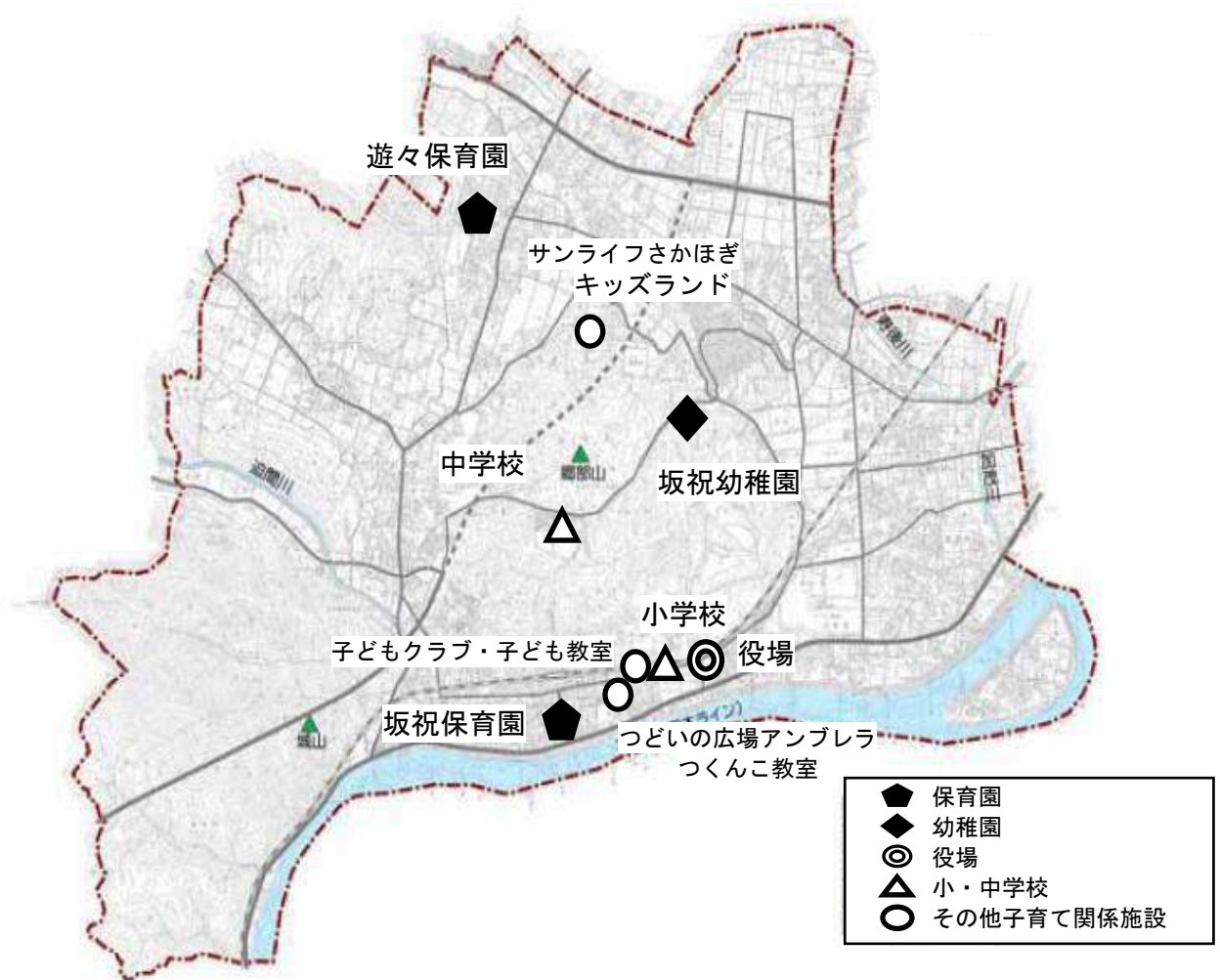
※幼稚園:平成26年3月31日現在

資料:教育委員会 こども課 幼稚園

坂祝町

年少人口 1,125 人 (13.4%)

- ・保育所 2 か所 (私立 2)
- ・幼稚園 1 か所 (公立 1)
- ・つどいの広場 アンブレラ
- ・つくんこ教室
- ・サンライフさかほぎ キッズランド
- ・子どもクラブ・子ども教室



2 人口推計について

(1) 将来推計人口

計画の目標年度となる平成31年における総人口は8,229人となることが予想され、人口の推移をみると緩やかに減少していくことが見込まれます。

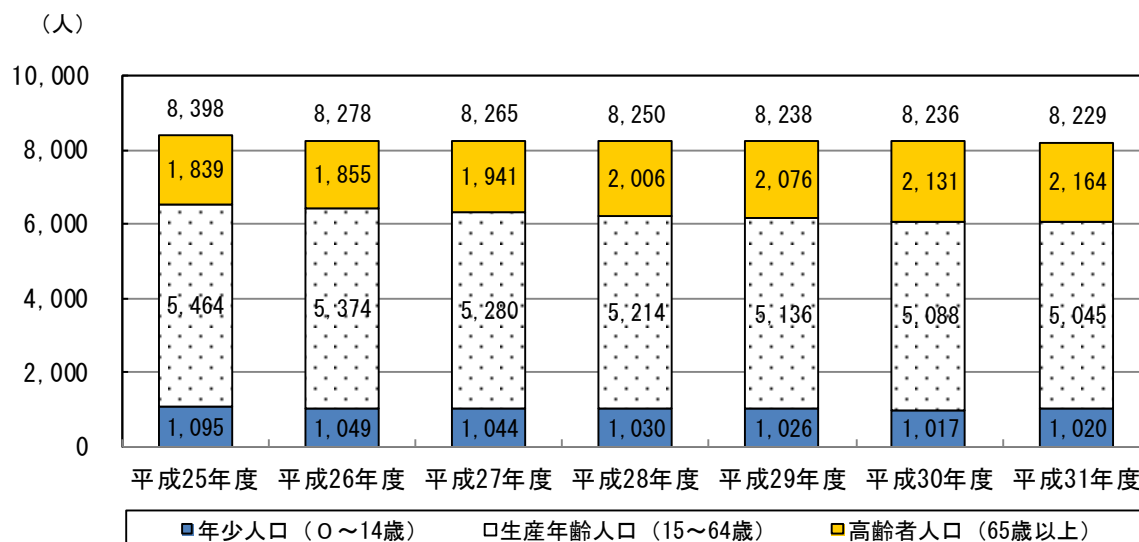
また、年齢階層別人口構成比についてみると、年少人口（0～14歳）や生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にあるのに対し、高齢者人口（65歳以上）は増加傾向にあります。

表：将来推計人口

(人)

	実績	推計					
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
年少人口 (0～14歳)	1,095	1,049	1,044	1,030	1,026	1,017	1,020
生産年齢人口 (15～64歳)	5,464	5,374	5,280	5,214	5,136	5,088	5,045
高齢者人口 (65歳以上)	1,839	1,855	1,941	2,006	2,076	2,131	2,164
総人口	8,398	8,278	8,265	8,250	8,238	8,236	8,229

図：推計人口の推移（平成25年～平成31年）



(2) 児童人口の推計

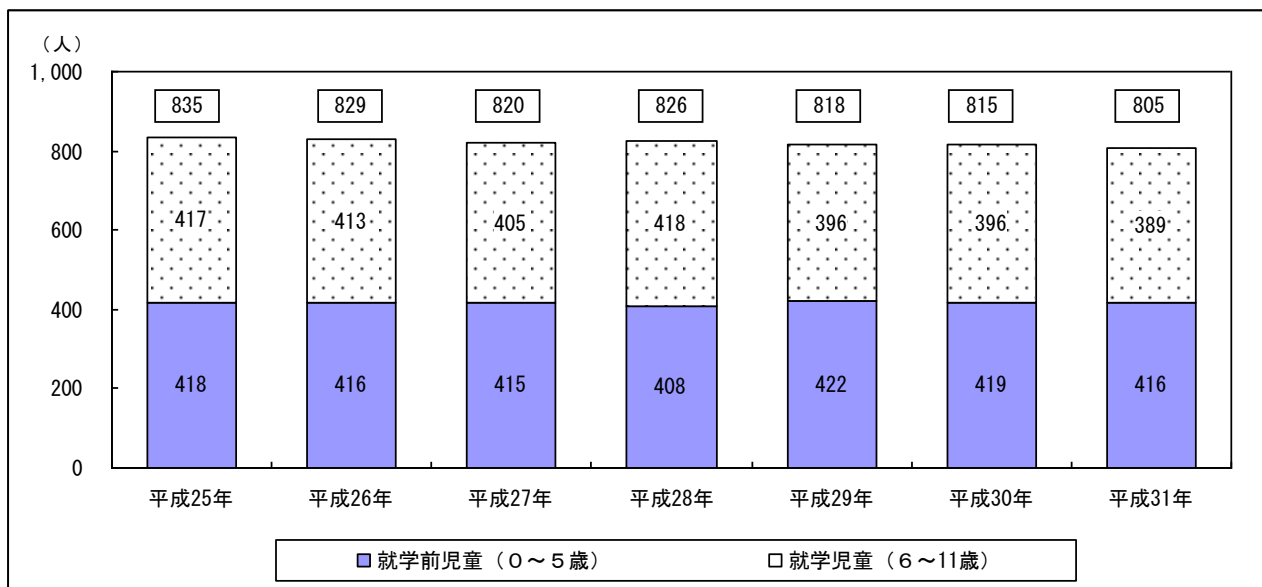
就学前児童数（0～5歳）及び就学児童数（6～11歳）をみると、就学前児童数はほぼ横ばい、就学児童数は減少傾向にあります。

表：推計児童人口

(人)

	実績	推計					
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
0歳	76	72	73	73	73	73	73
1歳	74	74	70	71	71	71	71
2歳	56	73	73	69	70	70	70
3歳	78	55	73	73	69	70	70
4歳	69	76	53	71	71	67	68
5歳	65	66	73	51	68	68	64
0～5歳計	418	416	415	408	422	419	416
6歳	75	67	68	75	53	70	70
7歳	68	73	65	66	73	51	68
8歳	74	69	75	67	67	74	51
9歳	61	72	67	73	65	65	72
10歳	72	60	71	66	72	64	64
11歳	67	72	59	71	66	72	64
6～11歳計	417	413	405	418	396	396	389
計	835	829	820	826	818	815	805

図：推計児童数の推移（平成25年～平成31年）



3 子育てに関するアンケート調査結果の概要

(1) 調査概要

- 調査対象：坂祝町全域
- 調査対象者：坂祝町在住の「就学前児童」をお持ちの全世帯・保護者（就学前児童調査）
坂祝町在住の「小学生児童」をお持ちの全世帯・保護者（小学生児童調査）
- 調査期間：平成25年10月
- 調査方法：郵送配布・郵送回収による郵送調査法

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	352	184	52.3%
小学生児童	314	158	50.3%
合計	666	342	51.4%

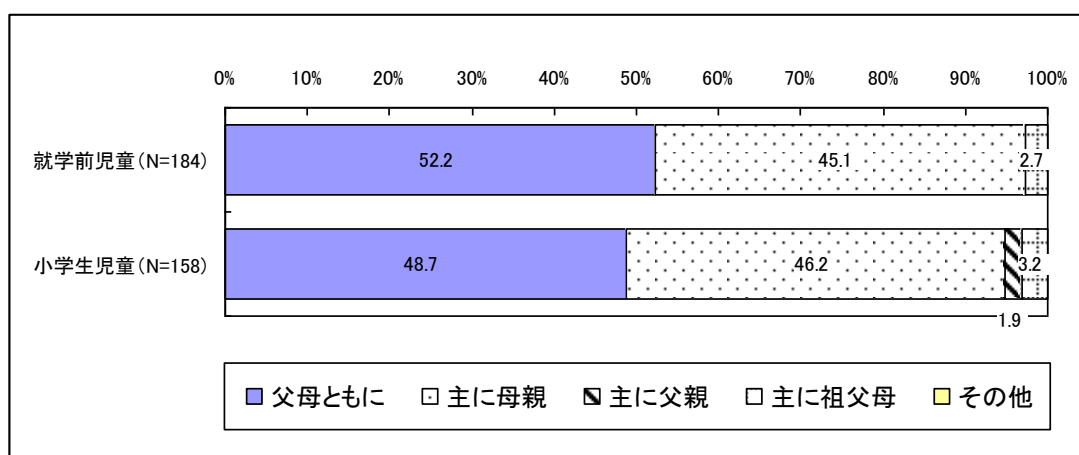
(2) 結果概要

①子どもの育ちをめぐる環境について

子育てに日常的に関わっているのは「父母ともに」が52.2%と最も高く、次いで「主に母親」が45.1%となっており、母親が子育てに日常的に関わっている割合の大きさがうかがえます。

■子育てに日常的に関わっている方

就学前児童・小学生児童

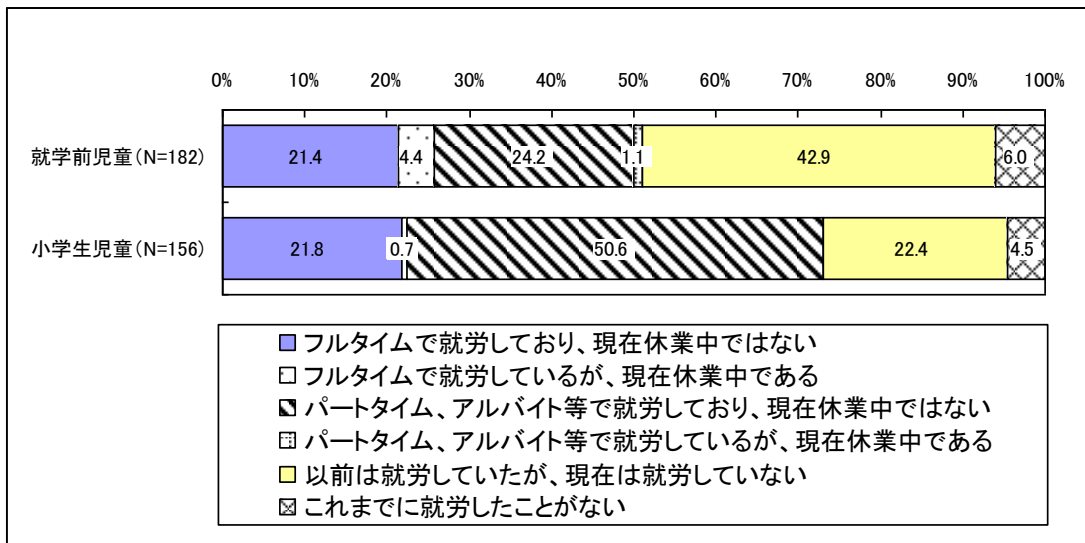


②保護者の就労状況について

就学前児童の母親では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が42.9%、小学生児童の母親では「パート・アルバイト等で就労しており、現在休業中ではない」が、50.6%と最も高くなっています。

■保護者の就労状況【母親】

就学前児童・小学生児童



※無回答を除く

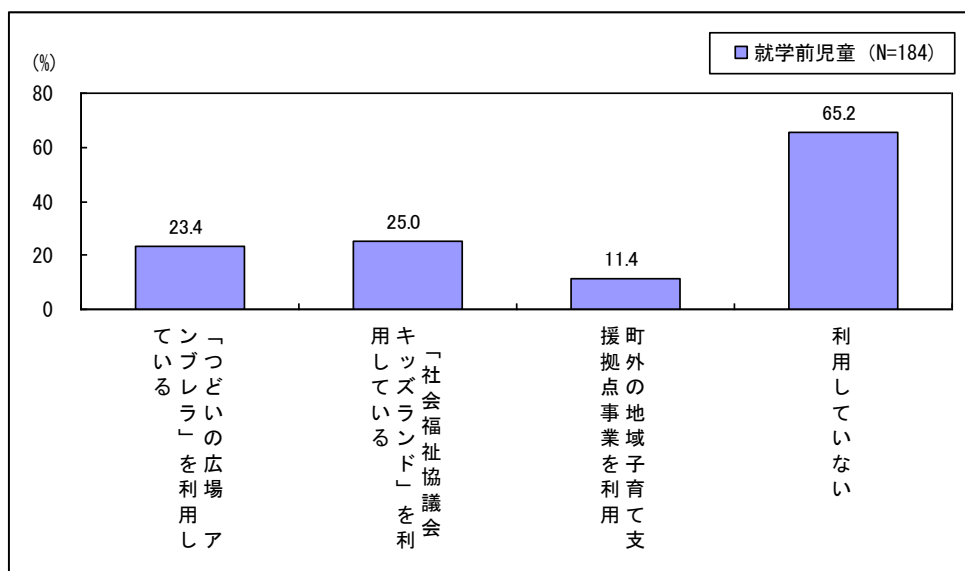
③地域の子育て支援事業について

現在、地域子育て支援事業の利用状況については、「利用していない」が最も多くなっているものの、利用している人では、「つどいの広場 アンブレラを利用している」が23.4%、「社会福祉協議会キッズランドを利用している」が25.0%となっています。

1か月あたりの利用回数については、「つどいの広場 アンブレラ」では、「10回以上」が14.0%となっているのに対し、「社会福祉協議会キッズランド」では、「1回」が50.0%と最も多く、「10回以上」は0.0%となっています。

■子育て支援事業の利用状況（複数回答）

就学前児童



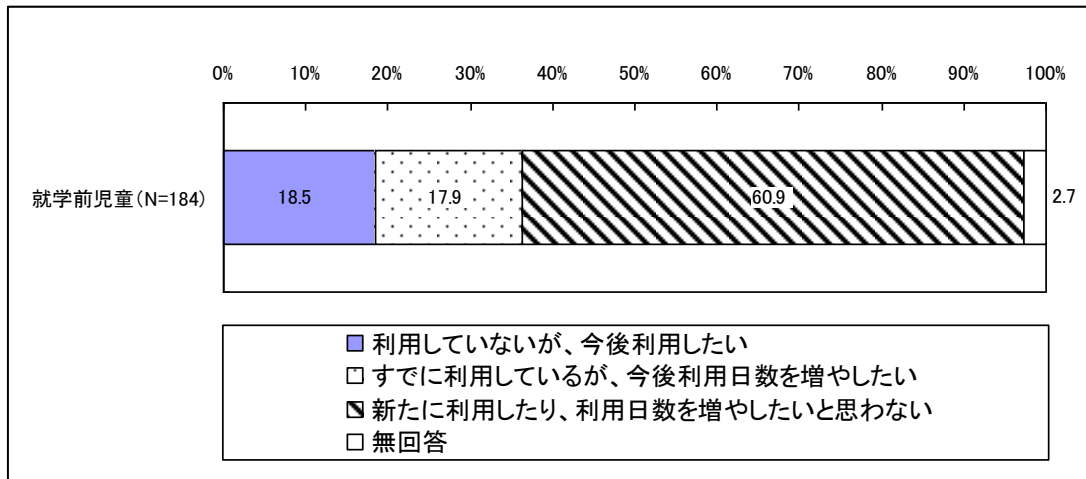
■1か月あたりの利用回数（複数回答）

	調査数	1回	2回	3回	4回	5回	6回	7回	8回	9回	10回以上	無回答
つどいの広場、アンブレラを利用している	43	14	4	5	6	5	1	-	1	-	6	1
	100.0	32.6	9.3	11.6	14.0	11.6	2.3	-	2.3	-	14.0	2.3
社会福祉協議会キッズランドを利用している	46	23	15	4	3	1	-	-	-	-	-	-
	100.0	50.0	32.6	8.7	6.5	2.2	-	-	-	-	-	-
町外の地域子育て支援拠点事業を利用している	21	8	4	3	-	2	-	-	1	-	3	-
	100.0	38.1	19.0	14.3	-	9.5	-	-	4.8	-	14.3	-

地域子育て支援事業の今後の利用希望については、「利用していないが、今後利用したい」「すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい」の利用希望がある人は、全体の4割弱となっています。

■地域子育て支援事業の今後の利用意向

就学前児童

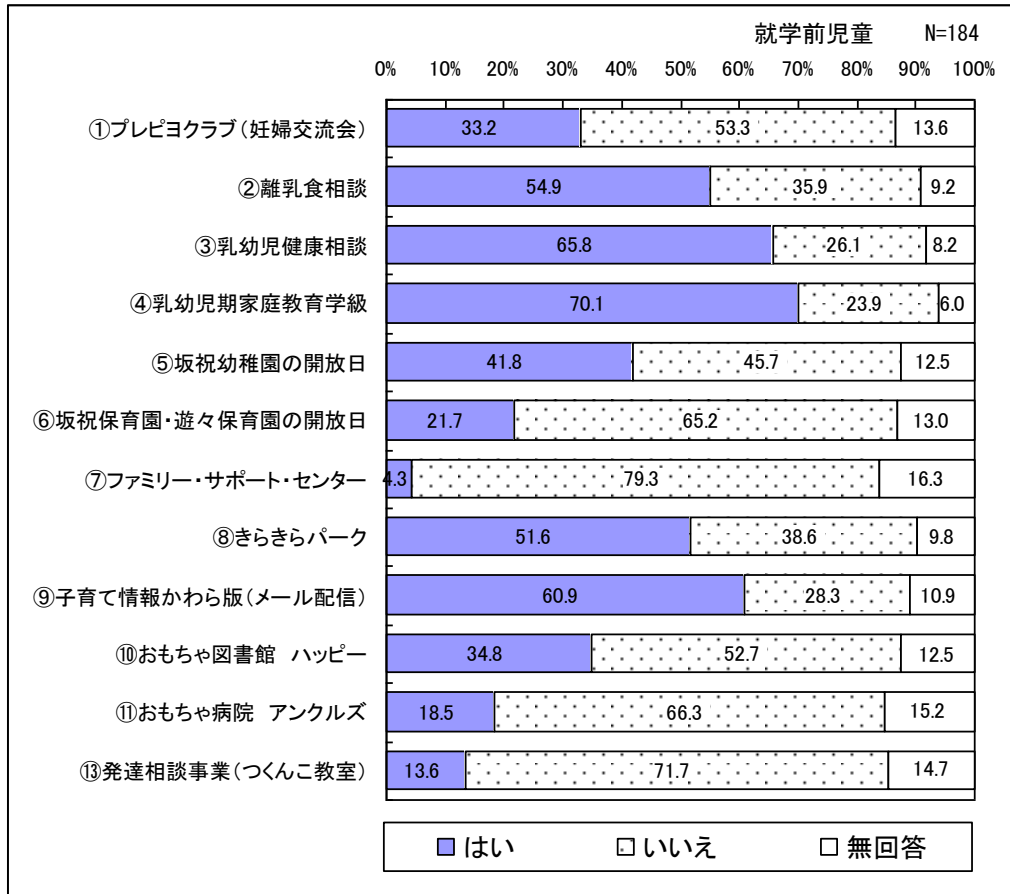


利用状況に比べて今後の利用意向が高い事業をみると、「坂祝保育園・遊々保育園の開放日」「ファミリー・サポート・センター」「おもちゃ図書館 ハッピー」「おもちゃ病院 アンクルズ」などがあげられています。

■子育て支援サービスの利用状況

就学前児童

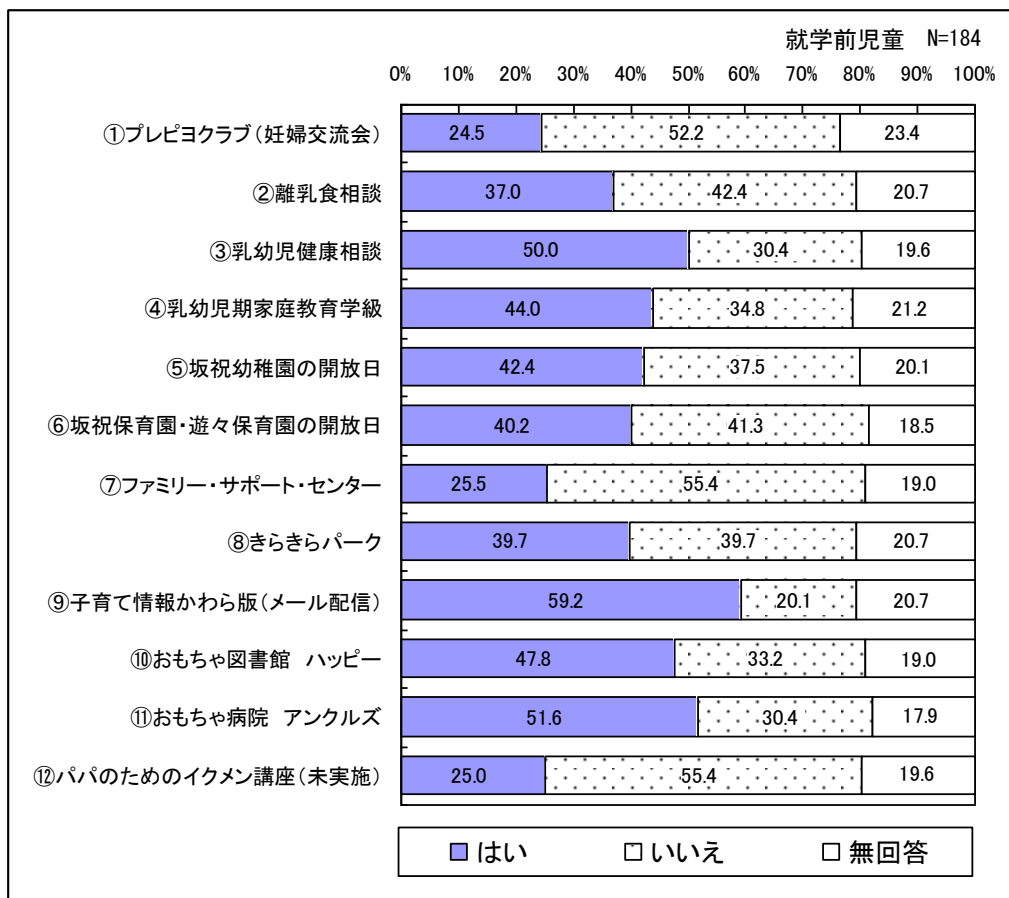
(はい：これまでに利用したことがある いいえ：これまでに利用したことがない)



■子育て支援サービスの利用意向

就学前児童

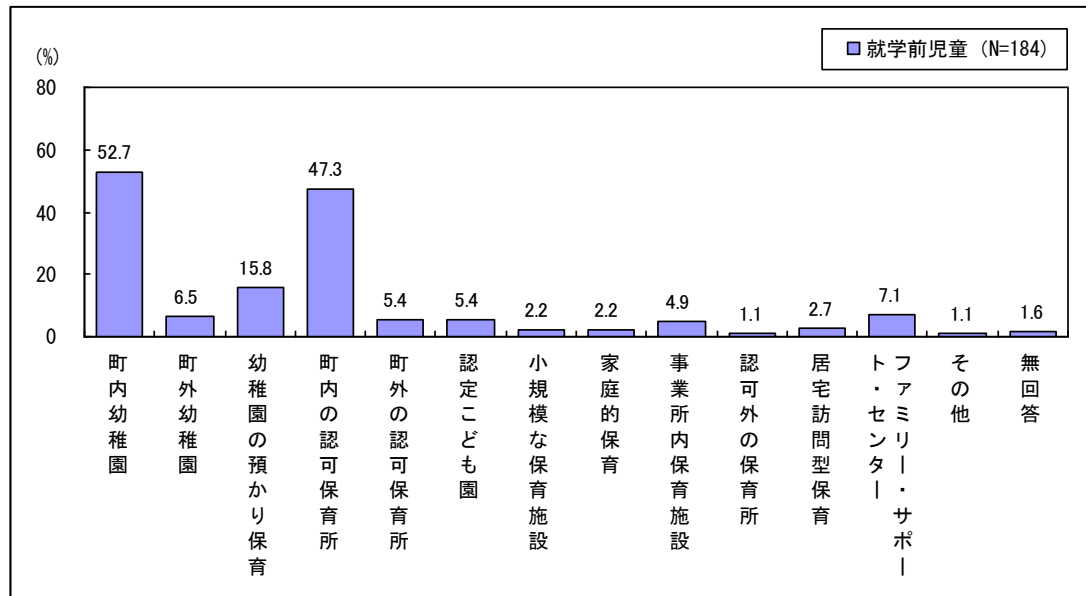
(はい：今後利用したい いいえ：今後利用したくない)



④保育所や認定こども園等を望むニーズについて（複数回答）

今後の利用意向については「町内幼稚園」が52.7%、「町内の認可保育所」が47.3%となっており、町外施設・町内他施設・支援よりもニーズは高くなっています。

■平日の教育・保育事業として定期的に利用したい事業の希望 就学前児童



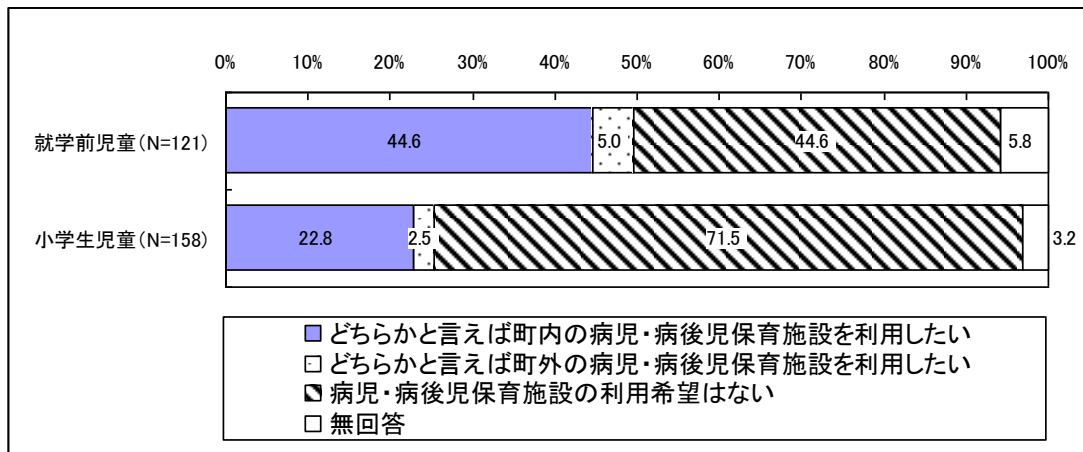
⑤病児・病後児保育事業の利用意向について

「どちらかと言えば町内の病児・病後児保育施設を利用したい」が就学前児童で44.6%、小学生児童で22.8%、「病後児保育施設の利用希望はない」が就学前児童で44.6%、小学生児童で71.5%となっています。

小学生児童になると病児・病後児であっても自宅で過ごすことができることから、利用希望は半減しています。

■病児・病後児保育施設の利用意向

就学前児童、小学生児童



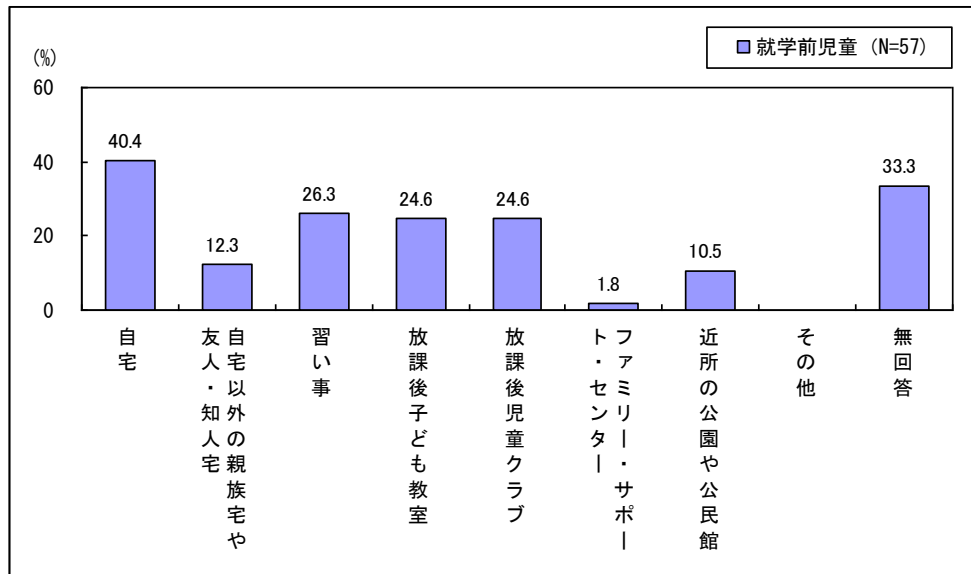
※就学前児童：アンケート調査において、幼稚園や保育所を利用している方のみの回答

⑦放課後の過ごし方（放課後児童クラブ）について

放課後児童クラブ（学童保育）で過ごさせたいとの回答が、就学前児童に比べて小学生児童では少なくなっており、全体としても1～2割程度となっています。

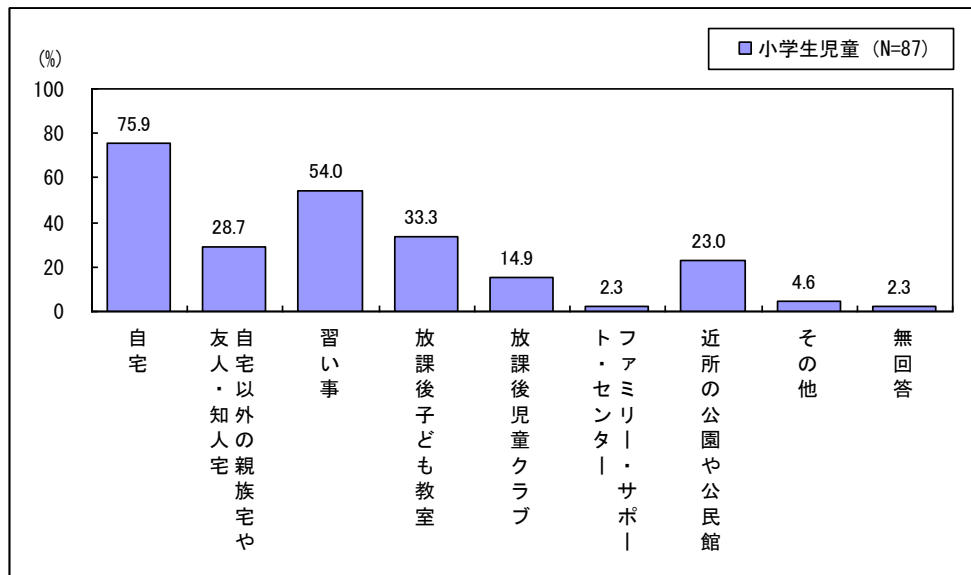
■低学年の間の放課後の時間を主にどのような場所で過ごさせたいか（複数回答）

就学前児童



※就学前児童：アンケート調査において、5歳以上のみ回答

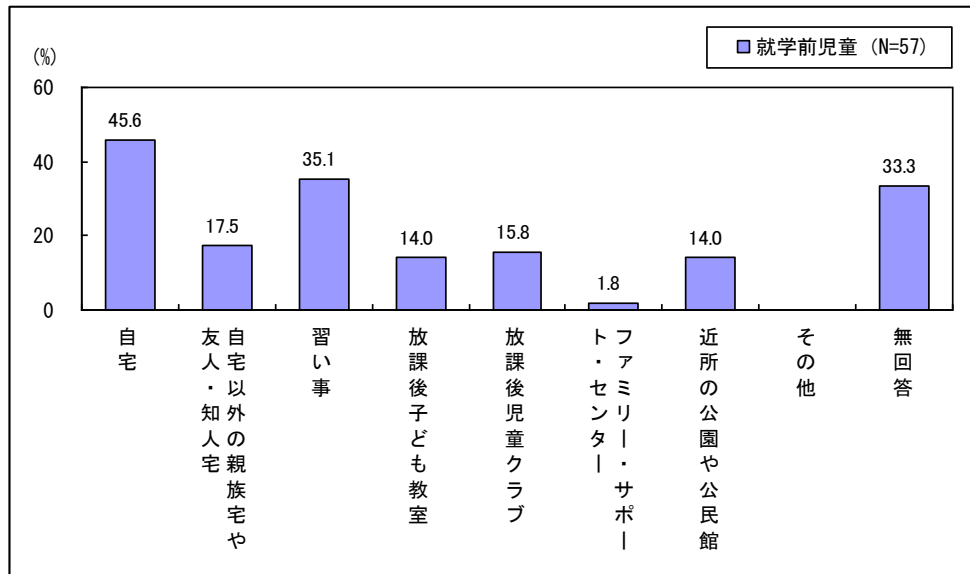
小学生児童



※小学生児童：アンケート調査において、小学1～3年生のみ回答

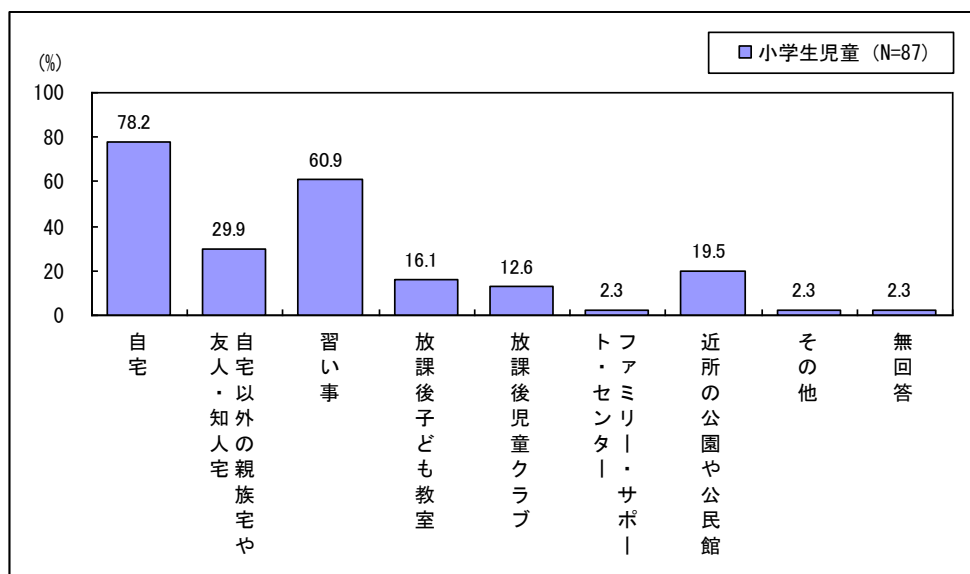
■高学年の間の放課後の時間を主にどのような場所で過ごさせたいか（複数回答）

就学前児童



※就学前児童：アンケート調査において、5歳以上のみ回答

小学生児童



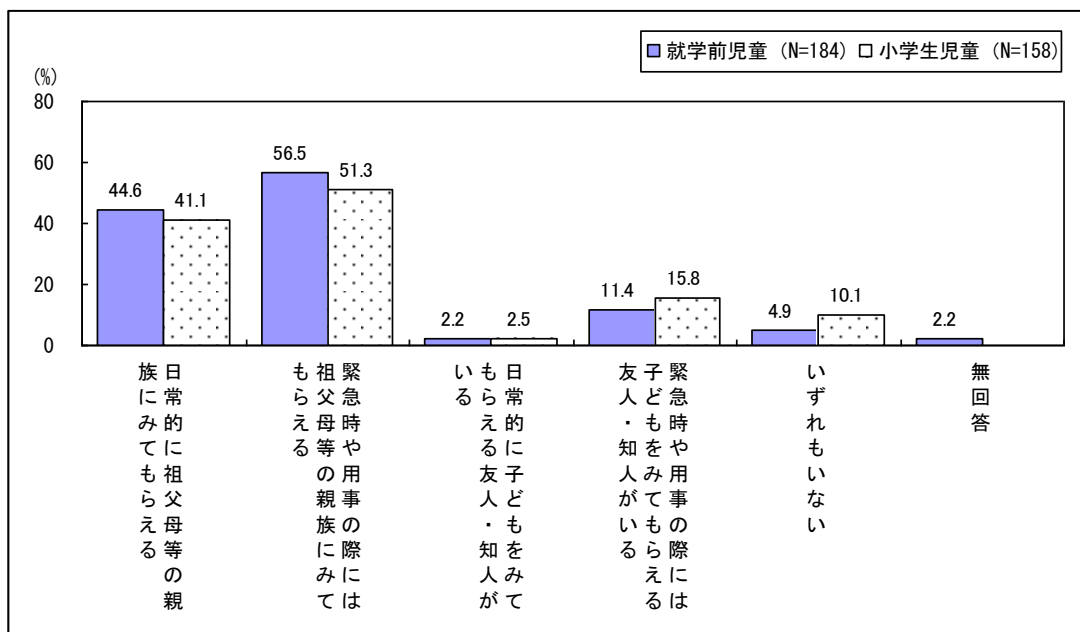
※小学生児童：アンケート調査において、小学1～3年生のみ回答

⑧お子さんの育ちをめぐる環境について（複数回答）

日頃、子どもを預かってもらえる親族・友人の有無では就学前児童、小学生児童それぞれ「いずれもない」が4.9%、10.1%、気軽に相談できる場所・人の有無では「いない（ない）」がそれぞれ2.7%、7.0%となっています。

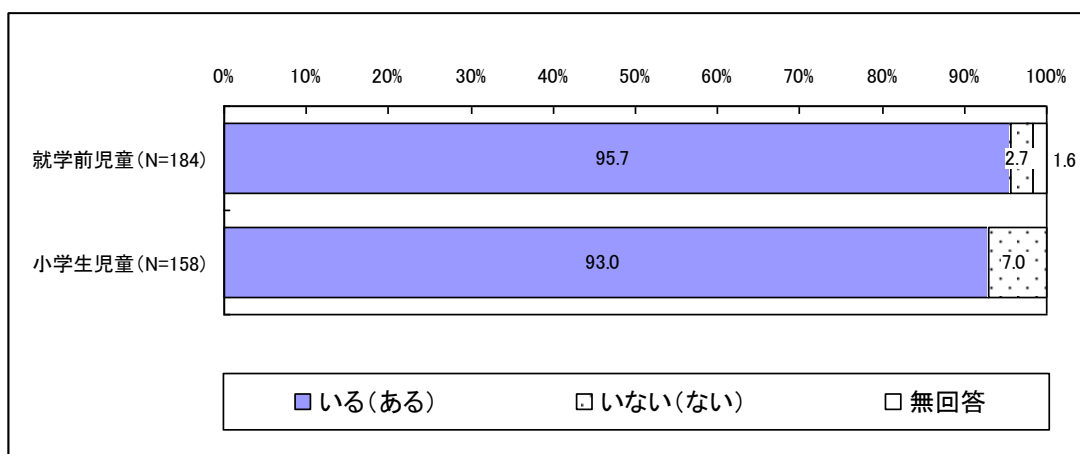
■日頃、子どもを預かってもらえる親族・知人の有無

就学前児童、小学生児童



■子育てに関する悩みや不安を気軽に相談できる相手の有無

就学前児童、小学生児童



第3章

計画の基本的な考え方

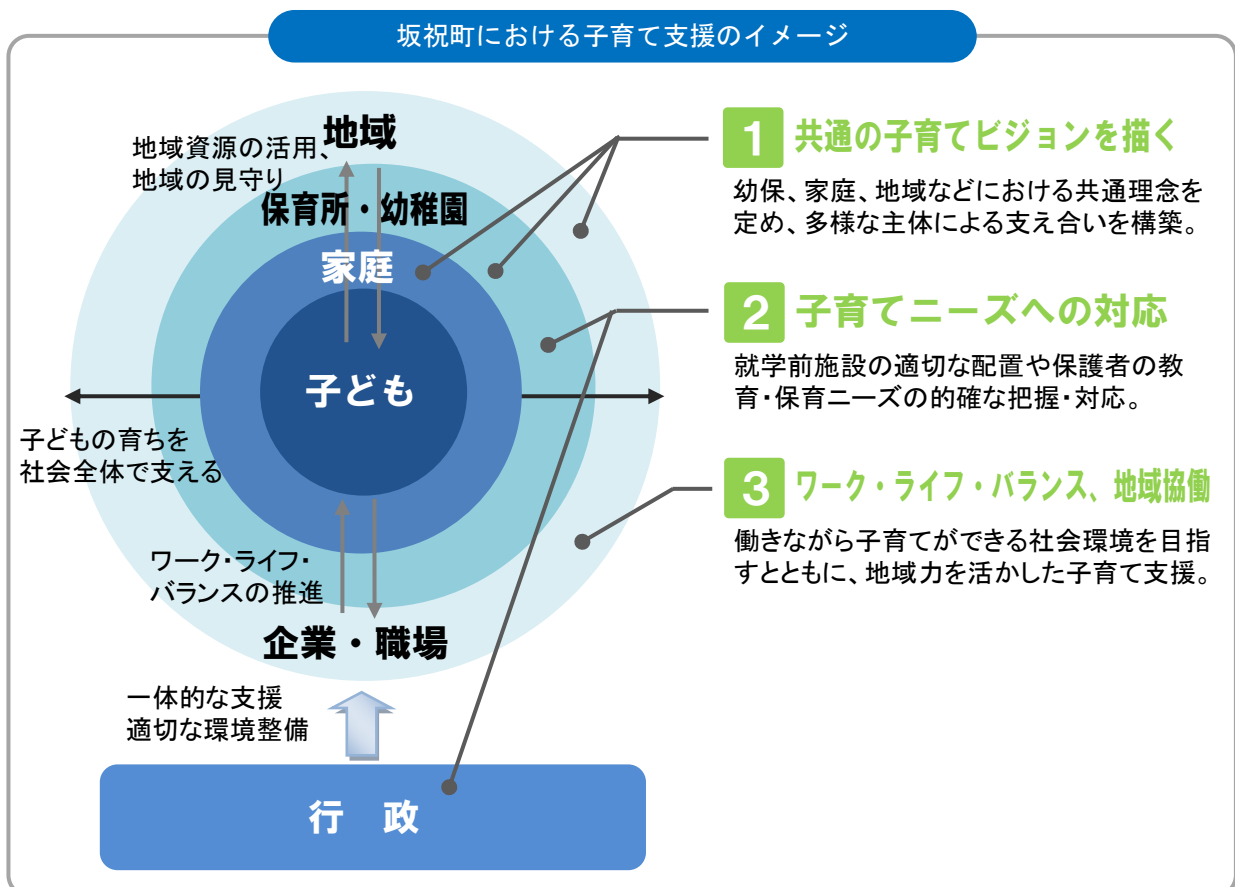
1 計画の基本理念

子ども・親・地域みんなが育つ 健やかで安心なまち さかほぎ

これまでの「坂祝町次世代育成支援行動計画」においては、「子ども」「親」「地域」を主体的な存在であると位置づけ、子どもの成長のみならず、親も地域も子育てをしながら育っていくものとして捉えました。また、「次代の親づくりという視点」「仕事と生活の調和を考える視点」での、基本的な考え方を盛り込んでいます。

子ども・子育て支援新制度の施行にあたって、これまでの流れを継承するとともに、子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの育ちと子育てを支える保育環境や保育サービスを提供していきます。また、子育てに関する負担や不安、孤立感を和らげる取り組みを、保育・教育の場はもとより職場や地域が一体となって推進していきます。

以上のことから次世代育成支援行動計画の基本理念を踏襲し、継続して社会全体で“子ども・親・地域みんなが育つ 健やかで安心なまち さかほぎ”を目指します。



2 計画の基本的な視点

① 子育て

- ・ 仲間や家族を思いやり、夢に向かって努力する心身ともにたくましく元気な子ども。
- ・ 豊かな人間性を形成し、将来、自分の家庭を持つことができるように、自立に向かって育つ子ども。

人口減少と高齢化の中、次代の親づくりという視点も重要になってきています。自立した責任ある大人に育つことが、次の世代を育むことへの第一歩と考えています。

子どもはたくさんのふれ合いの中で思いやりの心を育み、将来に夢を持ち、夢を実現させるための努力と主体的に生きるたくましい力をもって健やかに成長していきます。すべての子どもが、健やかに成長し、まちの未来を担う存在になれるよう、子どもたちが育つ過程において多くの経験機会を提供するとともに、様々な支援を行い、「子育て」を支援していきます。

② 親育ち

- ・ 親としての自覚、判断、行動ができ、子どもとの積極的な対話とスキンシップを通じ、信頼される親。
- ・ 仕事と生活の調和を考え、自己実現のための生き方が選択・実現できる親。

子どもの最善の利益を第一に考え、子どもの権利が最大限に尊重されるよう、父母等の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという自覚を高めなければなりません。その上で、多様なライフスタイルの中から、父親・母親が自己実現のために自分自身の生き方を選択していく必要があります。また、社会情勢が大きく変わる中で、悩みや不安を抱え込んでしまわないように適切な支援を行うことが必要です。

仕事と生活の調和の中で、子どもと過ごす時間を大切にするとともに親自身が学び、育つことにより、子どもと同じ感動を味わい、子育ての楽しさや家庭の安らぎを感じ、愛情をしっかりと子どもに伝え、子どもはその親の姿を見ながら、次の親になることへの自信と期待を膨らませていくことができるような「親育ち」を支援していきます。

③ 地域育ち

- ・自然豊かな環境の中で、町民が活動と感動を共有し、安全で人の温かみを感じられる地域。
- ・男女共同参画社会を認識し、共働き家庭や孤立しがちな家庭の子育てを支援する地域。

女性の社会進出や核家族・ひとり親世帯の増加などにより、多様な子育てニーズに対応していくことが求められています。子育て家庭の「自助」を中心に、地域での支え合いによる「互助」や行政による「公助」により、多様なニーズに対応していきます。坂祝町の特性を活かし、地域の人がいきいきとした活動を自主的に展開し、すべての人が生活しやすい、安全で温かみのある場とサービスの提供ができるような「地域育ち」を支援していきます。

3 施策体系

坂祝町次世代育成支援行動計画の方向性や施策を踏襲し、本計画の施策体系を策定しました。

坂祝町次世代育成支援後期行動計画

施策の方向

- (1) 地域における子育ての支援
 1. 保育サービス
 2. 地域における子育て支援ネットワーク
 3. 子育て支援コーディネート
- (2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進
 1. 子どもや母親の健康の確保
 2. 食育の推進
 3. 小児医療の充実
 4. 思春期保健対策の充実
 5. 不妊に対する支援
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備
 1. 関係機関が連携した教育環境への取り組み
 2. 子どもを産み育てることの意義の啓発
 3. 放課後の子どもの居場所の充実
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
 1. 子どもを守る地域づくり
 2. 子育て世代を中心としたつどいの場の確保
 3. 公共の施設や機関のバリアフリーの充実
- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進
 1. 子育てしやすい職場環境
 2. 働きやすい家庭環境
 3. 男女共同参画社会に向けた体制整備と意識改革
- (6) 子どもの安全の確保
 1. 子どもを犯罪等から守る
- (7) 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組み
 1. 自立を促す適度な支援の推進
 2. 障がい児への理解の促進
 3. 要保護児童施策の充実

市町村子ども・子育て支援事業計画へ

<必須記載事項>

- ◎教育・保育提供区域の設定
- ◎各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- ◎地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期
- ◎幼児期の学校教育・保育の一体的提供、当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

<任意記載事項>

- 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保
- 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携
 - ・児童虐待防止対策の充実
 - ・母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - ・障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実
- 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携
 - ・仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
 - ・仕事と子育ての両立のための基盤整備

坂祝町の関連計画

- 【基本方針（2）】と関連
 - ・坂祝町健康づくり計画
- 【基本方針（4）】と関連
 - ・坂祝町都市計画マスタープラン
- 【基本方針（5）】と関連
 - ・坂祝町男女共同参画基本計画
- 【基本方針（7）】と関連
 - ・坂祝町障がい者福祉計画

坂祝町子ども・子育て支援事業計画 施策体系

(1) 地域における子育ての支援

1. 地域における子育てサービスの充実
2. 教育・保育サービスの充実
3. 子育て支援のネットワークづくり
4. 子どもの健全育成
 - (ア)地域の協力による子どもの健全育成
 - (イ)放課後子ども総合プラン
5. 地域における人材育成

(2) 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

1. 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策
2. 「食育」の推進
3. 小児医療の充実
4. 不妊に対する支援

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1. 次世代の親の育成
2. 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
3. 家庭の教育力の向上

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

1. 子育て世代を中心としたつどいの場の確保
2. 子育て支援拠点施設の整備
3. 公共施設等のバリアフリーの充実

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

1. 子育てしやすい職場環境の整備
2. 働きやすい家庭環境づくり

(6) 子どもの安全の確保

1. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
2. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

(7) 支援が必要な児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

1. 児童虐待防止対策の充実
2. 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
3. 障がい児施策の充実等
4. 外国籍児童・生徒への対応

第4章

子ども・子育て環境の整備

第4章では、子ども・子育て支援法の中で、市町村ごとに量の見込みと確保方策をそれぞれの計画に盛り込むことが義務付けられた項目について、掲載しています。

本計画では、以下のとおり量の見込み（ニーズ量）と確保の内容を決定しました。

P35～ 子ども・子育て支援給付 うち教育・保育施設

P39～ 地域子ども・子育て支援事業 13事業のうち実施予定の11事業

※ 第5章では、**必須事業**として再掲しています。

1 子ども子育て関連3法について

子ども・子育て関連3法については以下の通りです。

■子ども・子育て関連3法のポイント

【子ども・子育て関連3法】

- 子ども・子育て支援法
- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）の一部を改正する法律
- 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

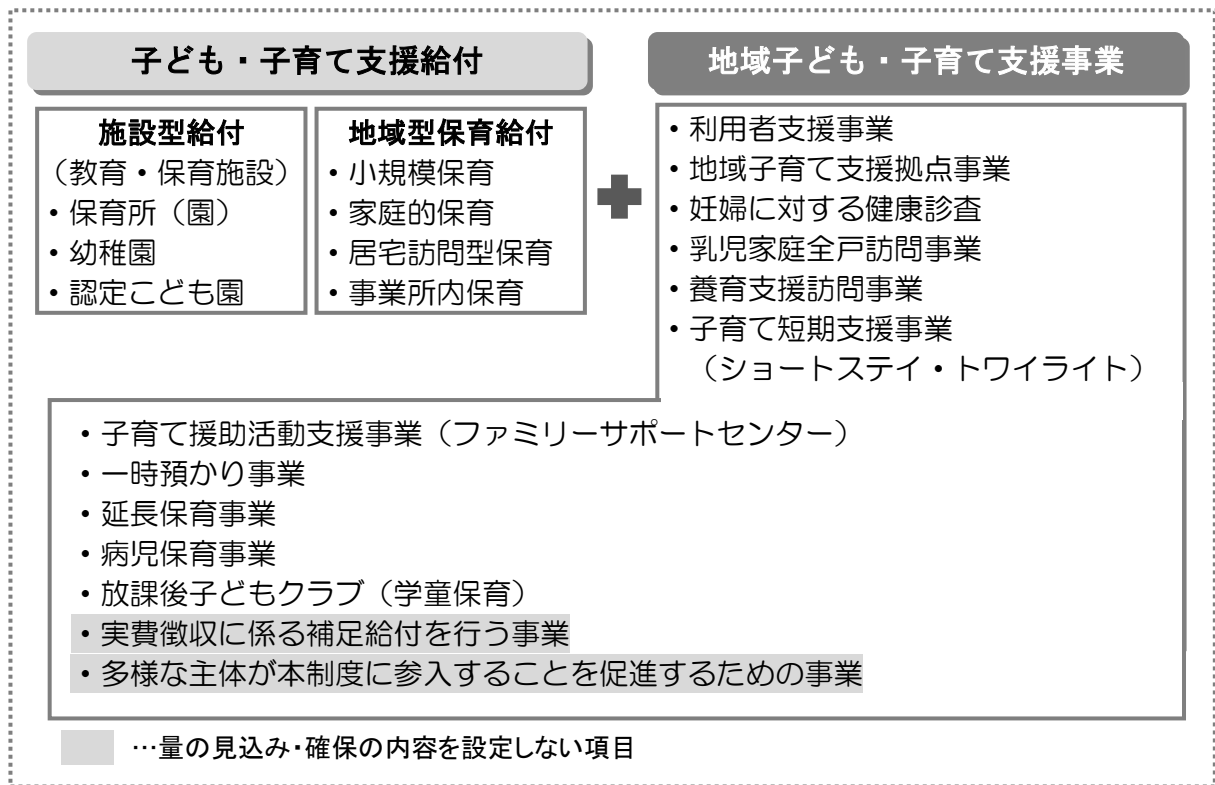
【趣旨】

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。

【主なポイント】

- 幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実

新制度では、都道府県が認可する幼稚園、保育所、認定こども園を通じた共通の給付である「施設型給付」、市町村が認可する小規模保育等への給付である「地域型保育給付」の創設により、地域の子育て支援事業の充実が図られることとなります。



2 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域

保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情、現在の施設の利用状況などを総合的に勘案して設定します。

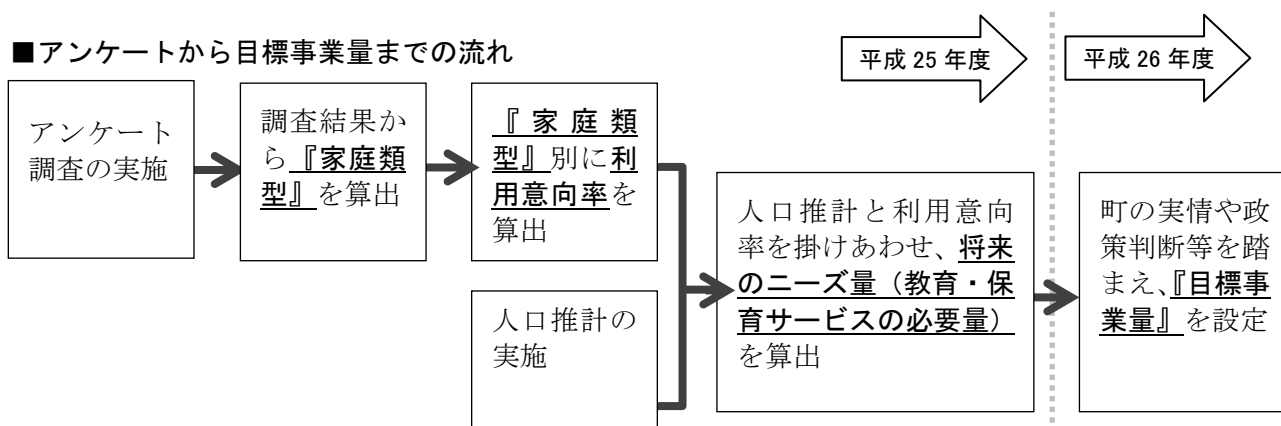
子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(需要)と提供体制の確保内容・実施時期(供給)を記載します。

当町においては地理的条件、交通事情からも移動が容易な地域のため、町内全域を一つの区域として設定し、利用者が幅広い選択肢の中から、登園、通勤の利便性や教育の独自性を考慮して希望する園を選択できるようにしています。

3 量の見込みの算出における考え方について

(1) 「子育てに関するアンケート調査」について

平成 25 年度、就学前保護者に実施した「子育てに関するアンケート調査」は、子ども・子育て支援新制度に沿った新たな教育・保育に関する施策検討のため、国が提示した調査項目に沿って実施しました。この調査結果は、子育て家庭の教育・保育事業や子育て支援事業に対する潜在的なニーズを把握するため、国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」に基づき活用し、ニーズ量を算出しました。



(2) アンケート結果を基に量の見込みを把握する教育・保育サービス等

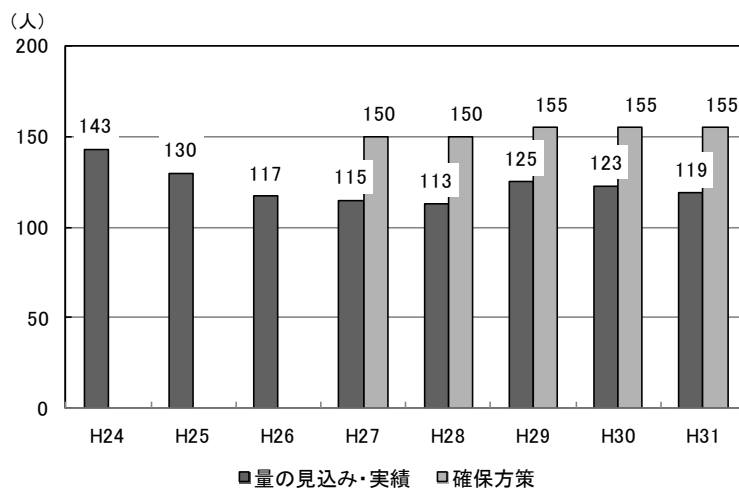
次の事業については、全国共通で、市町村子ども・子育て支援事業計画で定める「教育・保育提供区域」ごとに「量の見込み」の算出を行うことが決められています。

	対象事業	認定区分	対象児童年齢
1	教育標準時間認定（認定こども園および幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	⇒ 1号	3～5歳
2	保育認定①（幼稚園） ＜共働きであるが幼稚園利用のみの家庭＞	⇒ 2号	3～5歳
	保育認定②（認定こども園及び保育所）	⇒ 2号	3～5歳
3	保育認定③（認定こども園及び保育所＋地域型保育）	⇒ 3号	0歳、1・2歳
4	時間外保育事業		0～5歳
5	放課後児童健全育成事業		1～3年生、4～6年生
6	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライト別）		0～5歳
7	地域子育て支援拠点事業		0～2歳
8	一時預かり事業 ・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり ・保育所における一時預かり		3～5歳
			0～5歳
9	病児保育事業		0～5歳、1～6年生
10	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）		0～5歳、1～3年生、

4 教育・保育の提供体制の確保内容及びその実施時期

①教育事業の量の見込みと確保方策

■ 1号認定における量の見込みと確保方策



※グラフの数値は1号・2号（幼稚園利用のみ）合算

(実人数)

	平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込 (必要利用定員総数)	94	21	115	93	20	113	99	26	125
②確保の内容	幼稚園 認定こども園								
②-①	35			37			30		

	平成 30 年度			平成 31 年度		
	1号	2号	合計	1号	2号	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①量の見込 (必要利用定員総数)	98	25	123	96	23	119
②確保の内容	幼稚園 認定こども園					
②-①	32			36		

■教育ニーズの実績及び推計

(実人数)

		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1号認定	実績・推計	143	130	117	94	93	99	98	96
2号認定(教育)	実績・推計				21	20	26	25	23

※教育事業の実績は1号・2号(幼稚園利用のみ)合算

■各施設における量の見込み及び確保方策

(実人数)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
幼稚園	量の見込み	115	113	120	118	114
	確保方策	150	150	150	150	150
保育所	量の見込み	139	139	75	75	75
	確保方策	145	145	75	75	75
認定 こども園	量の見込み	0	0	76	83	90
	確保方策	0	0	90	90	90

【量の見込みと確保方策の考え方】

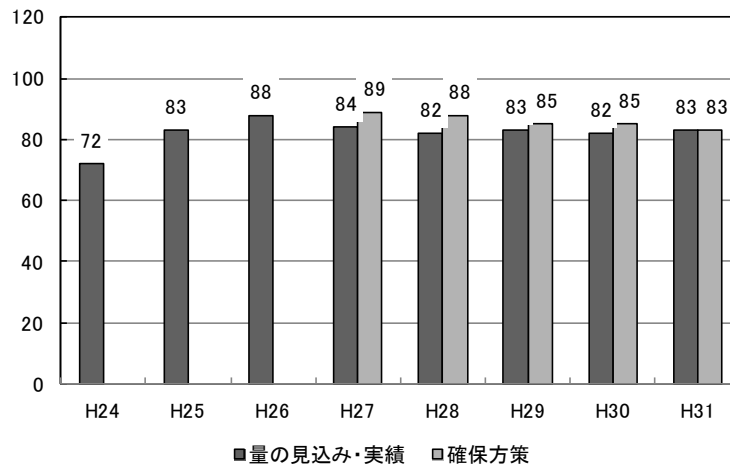
1号認定・2号認定については、既に高い就園率であることから横ばいから微増を見込みました。

各園の定員設定により量の見込みについては十分確保されています。

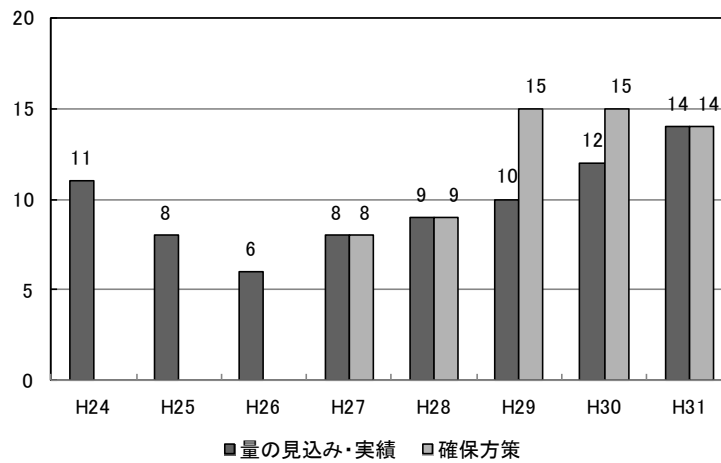
また、平成29年度から保育所1か所が認定こども園に移行予定のため、定員を追加しています。

②保育事業の量の見込みと確保方策

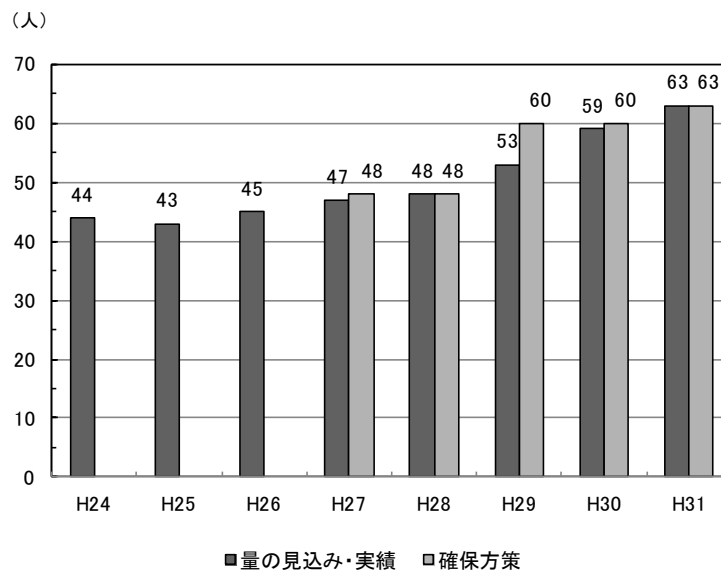
■ 2号認定（保育）における量の見込みと確保方策



■ 3号（0歳）認定（保育）における量の見込みと確保方策



■ 3号（1、2歳）認定（保育）における量の見込みと確保方策



(実人数)

		平成 27 年度			平成 28 年度			平成 29 年度		
		2 号	3 号		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3-5 歳	0 歳	1、2 歳	3-5 歳	0 歳	1、2 歳	3-5 歳	0 歳	1、2 歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		84	8	47	82	9	48	83	10	53
②確保の内容	保育所	89	8	48	88	9	48	85	15	60
	地域型保育事業	/	/	/	/	/	/	/	/	/
②-①		5	0	1	6	0	0	2	5	7

		平成 30 年度			平成 31 年度		
		2 号	3 号		2 号	3 号	
		3-5 歳	0 歳	1、2 歳	3-5 歳	0 歳	1、2 歳
①量の見込 (必要利用定員総数)		82	12	59	83	14	63
②確保の内容	保育所	85	15	60	83	14	63
	地域型保育事業	/	/	/	/	/	/
②-①		3	3	1	0	0	0

■保育ニーズ（2号・3号）の実績及び推計

(実人数)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
2号認定 (保育)	実績・推計	72	83	88	84	82	83	82	83
3号(0歳) 認定(保育)	実績・推計	11	8	6	8	9	10	12	14
3号(1、2歳) 認定(保育)	実績・推計	44	43	45	47	48	53	59	63

【量の見込みと確保方策の考え方】

3号(0歳・1歳・2歳)認定については、増加傾向にある実績を考慮してニーズ調査よりも大幅に高い伸び率を見込みました。

2号(3～5歳)認定については、1号認定と同様に高い就園率にあるため、ほぼ横ばいを見込みました。

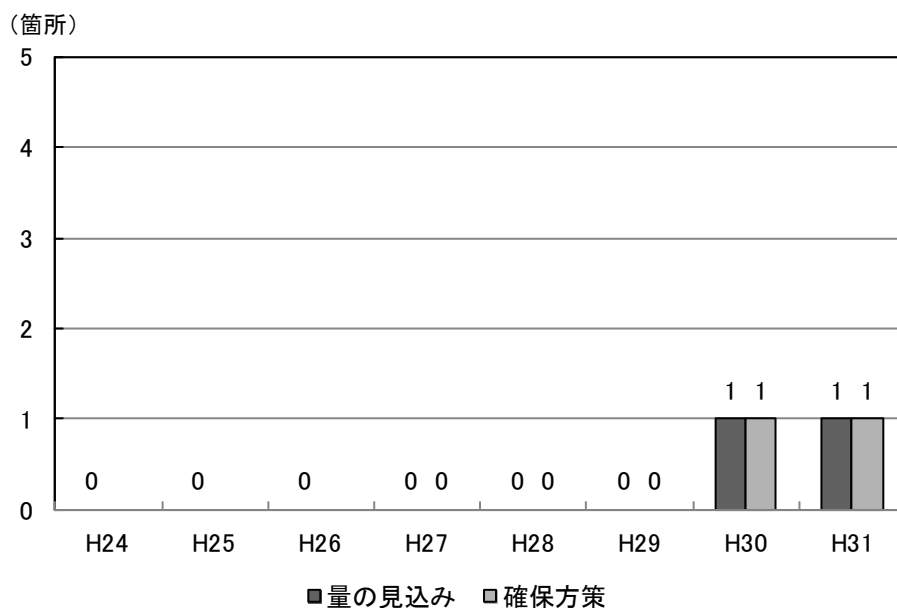
いずれも各園の定員設定により、必要な量を確保しています。

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保内容・実施時期

(1) 利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

■利用者支援事業における量の見込みと確保方策



(箇所数)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	0	0	0	0	0	0	1	1
②確保の内容				0	0	0	1	1
②-①				0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策の考え方】

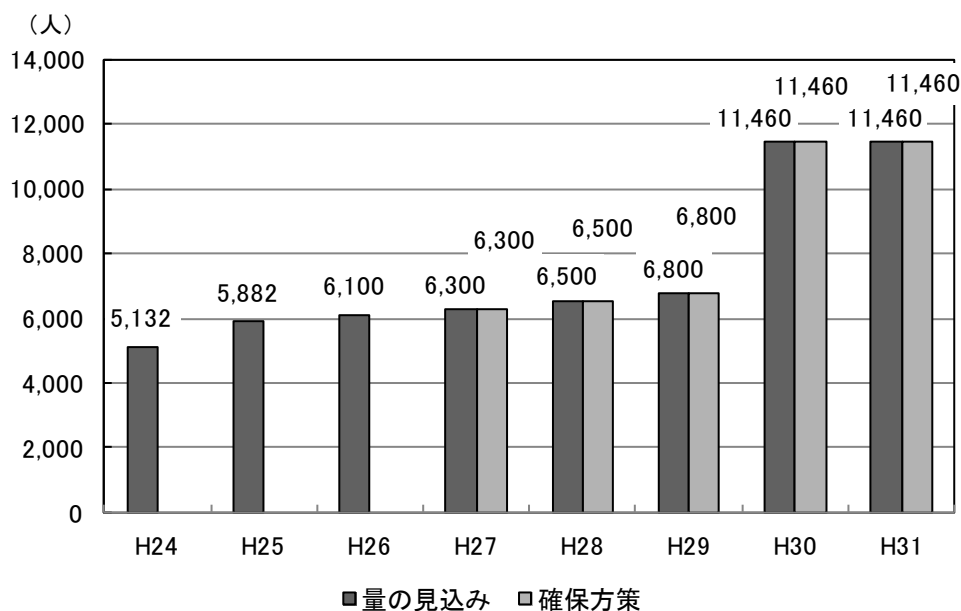
未実施の事業のため、ニーズ調査による利用意向はありません。

子育て支援に対する総合的な相談及び案内を行う専門的な相談員を育成し、配置します。

(2) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者等が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

■地域子育て支援拠点事業における量の見込みと確保方策



(延べ人数)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	5,132	5,882	6,100	6,300	6,500	6,800	11,460	11,460
②確保の内容				6,300	6,500	6,800	11,460	11,460
②-①				0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方策の考え方】

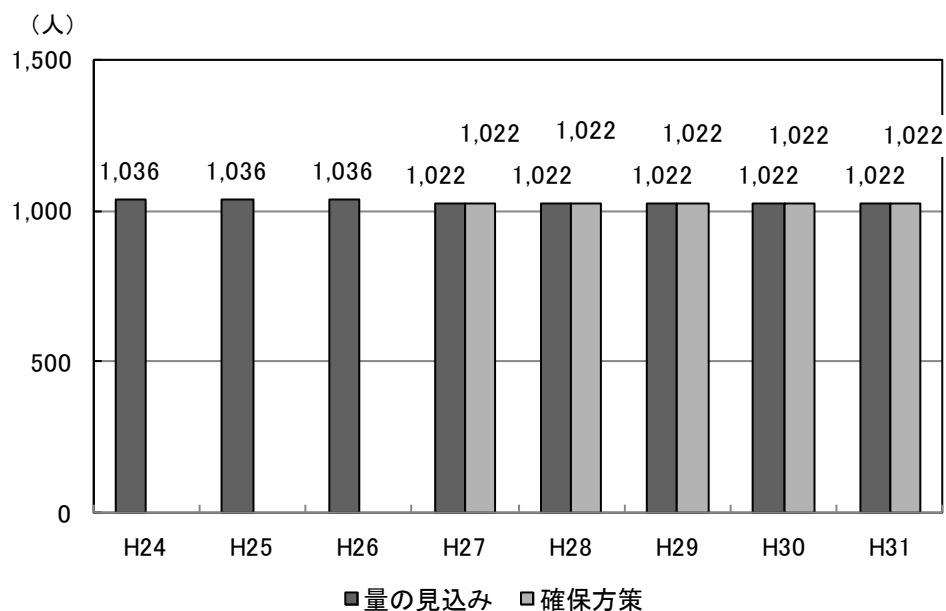
アンブレラの利用が伸びている実績を考慮して、増加を見込みました。

平成30年度以降は、子育て環境を整備することで、利用が倍程度伸びると想定して量を見込みました。

(3) 妊婦健診事業

妊婦一般健康診査費用 14 回分を公費負担することにより、定期的な受診を勧奨し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援をする事業。

■妊婦健診事業における量の見込みと確保方策



(① 延べ回数/①-1 実人数)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,036	1,036	1,036	1,022	1,022	1,022	1,022	1,022
①-1 初回健診 受診者数	74	74	74	73	73	73	73	73
②確保の内容				1,022	1,022	1,022	1,022	1,022
②-①				0	0	0	0	0

※①量の見込み (配布件数×一人当たりの回数)

【量の見込みと確保方策の考え方】

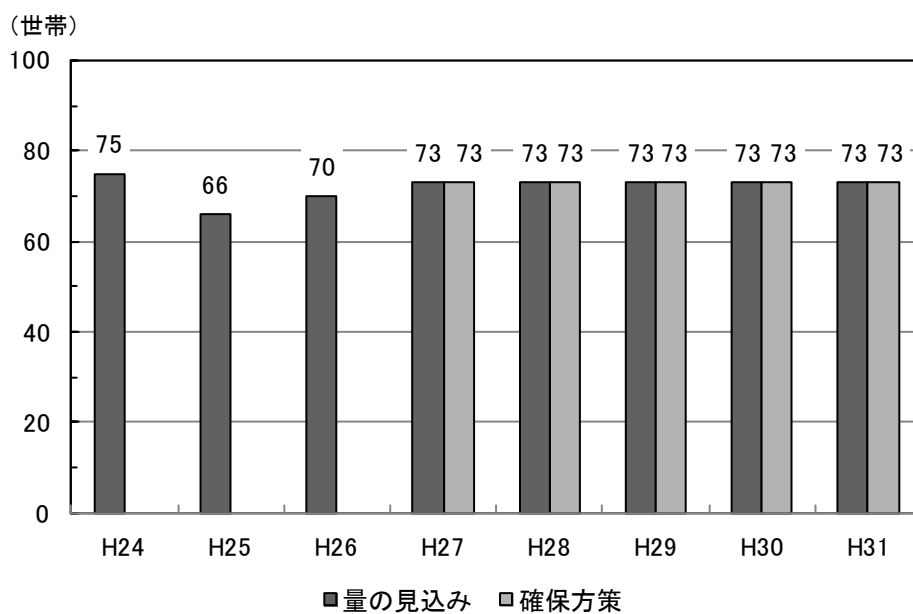
出生見込み数をほぼ横ばいと見込み、健診回数の 14 回を乗じた数を見込み量としました。

保健センターで実施する事業で、必要な量を確保しています。

(4) 乳幼児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、児の発達状況等を把握するとともに、子育て支援に関する情報提供や養育支援を行う事業。

■乳幼児家庭全戸訪問事業における量の見込みと確保方策



(世帯数)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	75	66	70	73	73	73	73	73
②確保の内容				73	73	73	73	73
②-①				0	0	0	0	0

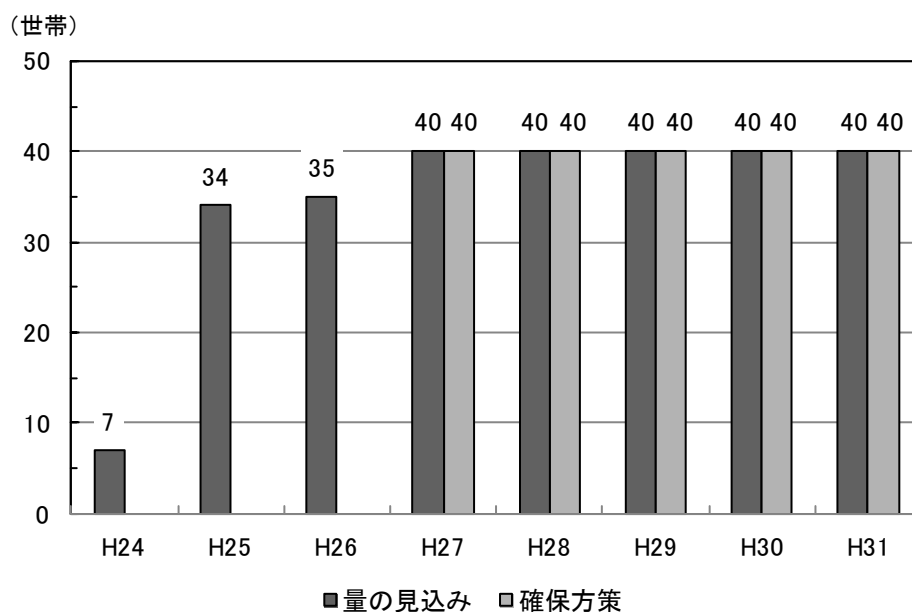
【量の見込みと確保方策の考え方】

保健師による対象世帯全戸への訪問を実施します。
出生見込み数を訪問世帯数として見込みました。

(5) 養育支援訪問事業

産前・産後の体調不良等のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を過ごすことができるよう、育児・家事を援助または保健師等の訪問による具体的な養育に関する指導助言等を実施する事業。

■養育支援訪問事業における量の見込みと確保方策



(世帯数)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	7	34	35	40	40	40	40	40
②確保の内容				40	40	40	40	40
②-①				0	0	0	0	0

※坂祝町では、保健師による訪問世帯数。

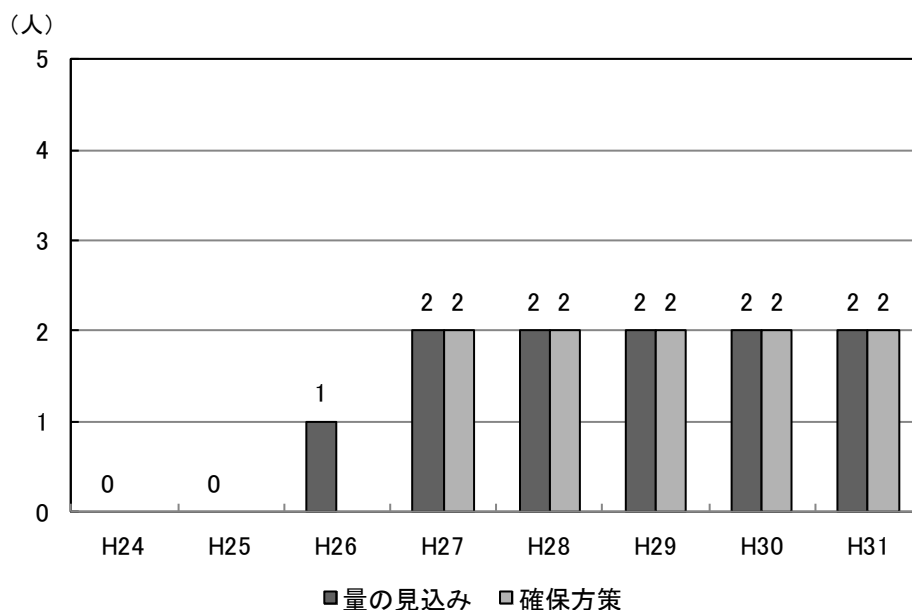
【量の見込みと確保方策の考え方】

保健師によるきめ細かな訪問・支援を実施します。
実績を考慮し、ほぼ横ばいから微増を見込みました。

(6) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））。

■子育て短期支援事業における量の見込みと確保方策



(延べ人数)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	0	0	1	2	2	2	2	2
ショートステイ				1	1	1	1	1
トワイライト				1	1	1	1	1
②確保の内容				2	2	2	2	2
ショートステイ				1	1	1	1	1
トワイライト				1	1	1	1	1
②-①				0	0	0	0	0

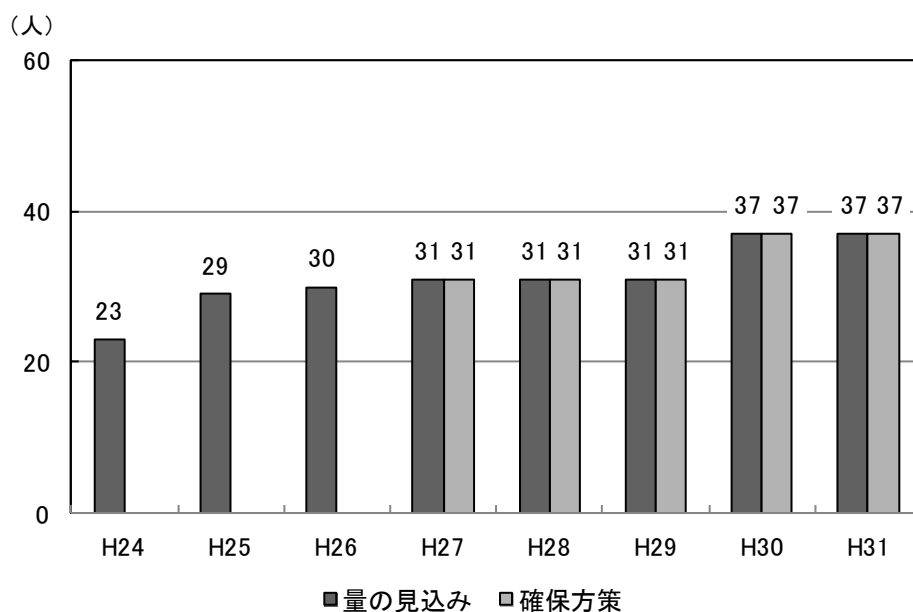
【量の見込みと確保方策の考え方】

平成26年度から開始したサービスであり、ニーズ調査での利用意向はありませんが事業の周知を図ることで、一定の利用を見込みました。

(7) ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生の子育て中の保護者を利用会員とし、援助を受けることを希望する者と乳幼児や児童の預かり等の援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡や希望に応じた調整を行う事業。

■ファミリー・サポート・センター事業における量の見込みと確保方針



(延べ人数)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	23	29	30	31	31	31	37	37
乳幼児 (就園児含む)				20	20	20	23	23
低学年				10	10	10	12	12
高学年				1	1	1	2	2
②確保の内容				31	31	31	37	37
②-①				0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方針の考え方】

利用実績から横ばいから微増を見込みました。

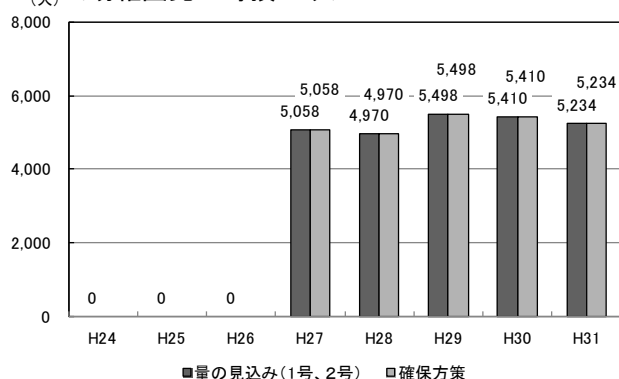
ニーズ調査での利用意向は低く、事業の周知や利用しやすさの検討を行っていく必要があります。

(8) 一時預かり事業

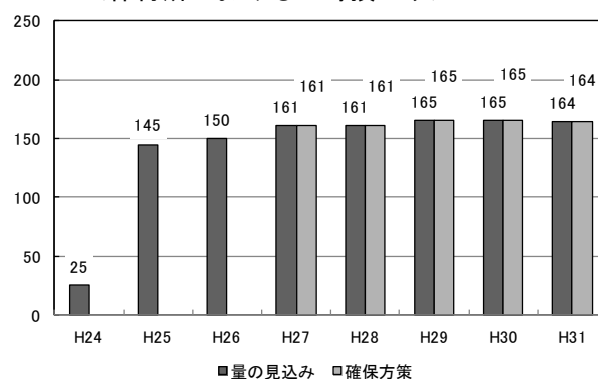
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主に昼間に幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業。

■一時預かり事業（幼稚園児一時預かり、保育所における一時預かり）における量の見込みと確保方策

＜幼稚園児一時預かり＞



＜保育所における一時預かり＞



■幼稚園児一時預かり事業(1号、2号教育ニーズ)

(延べ人数)

		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	1号認定	0	0	0	130	128	141	139	135
	2号(教育)	0	0	0	4,928	4,842	5,357	5,271	5,099
②確保の内容					5,058	4,970	5,498	5,410	5,234
②-①					0	0	0	0	0

■一時預かり事業(保育所における一時預かり)

(延べ人数)

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
①量の見込み	25	145	150	161	161	165	165	164
②確保の内容				161	161	165	165	164
②-①				0	0	0	0	0

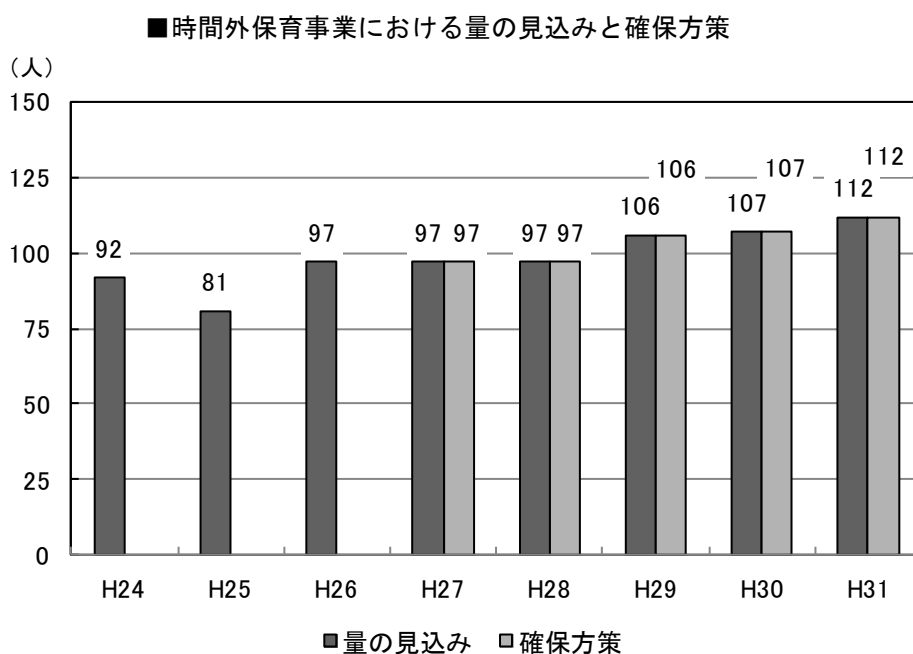
【量の見込みと確保方策の考え方】

幼稚園一時預かり事業については、平成27年度からスタートするサービスです。

保育所で実施する一時預かり事業については、実績を考慮し、ほぼ横ばいを見込みました。現状では、通常保育の職員体制の他に職員の配置が必要なため、人数を制限する場合があります。

(9) 時間外保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育所等で保育を実施する事業。



(実人数)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	92	81	97	97	97	106	107	112
②確保の内容				97	97	106	107	112
②-①				0	0	0	0	0

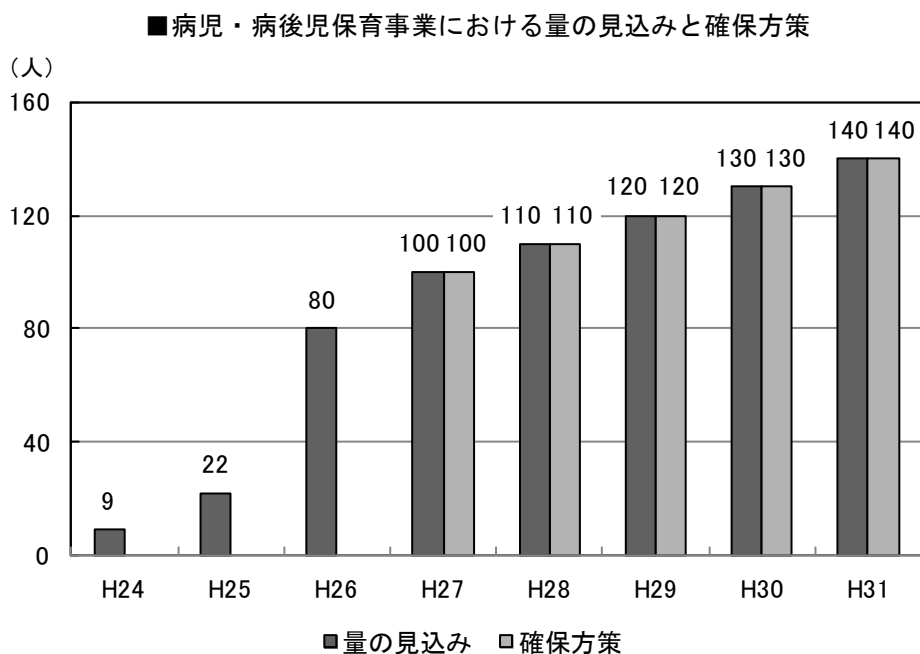
【量の見込みと確保方策の考え方】

ニーズ調査でも利用意向が高く、保育事業において2・3号認定の園児数の増加が見込まれることから、時間外保育事業の利用についても増加を見込みました。

見込みにあたり、実績と同程度の利用率（充足率）としました。

(10) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業。



(実人数)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	9	22	80	100	110	120	130	140
②確保の内容				100	110	120	130	140
②-①				0	0	0	0	0

【量の見込みと確保方針の考え方】

町内施設及び広域施設でのサービスの提供を行います。

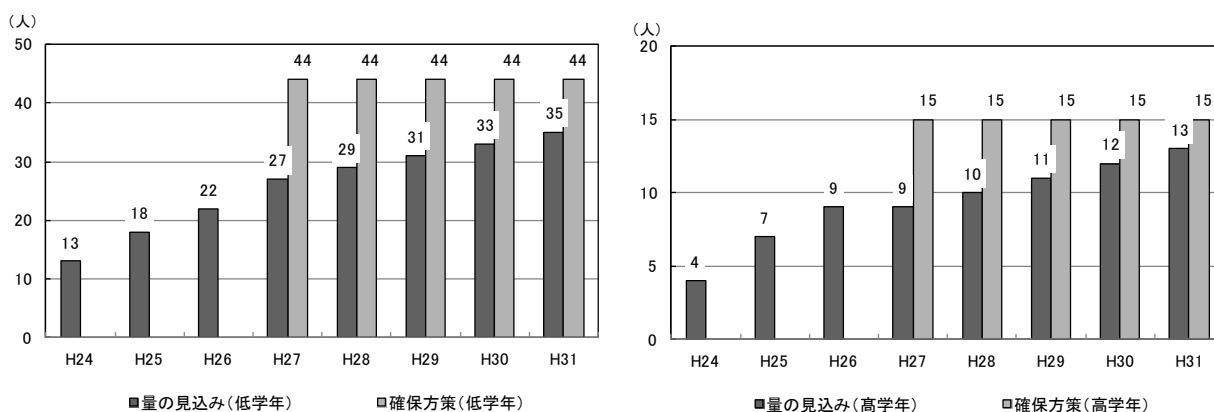
ニーズ調査の利用意向は高くなっていますが、実際に利用が少ないのがこの事業の特徴です。

実績を考慮しながら事業の周知や利用しやすさを検討していくことで、利用が伸びていくことを想定した見込みとしました。

(11) 放課後子どもクラブ（学童保育）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

■放課後子どもクラブ（低学年・高学年）における量の見込みと確保方策



(実人数)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	低学年	13	18	22	27	29	31	33	35
	高学年	4	7	9	9	10	11	12	13
②確保の内容	低学年	/	/	/	44	44	44	44	44
	高学年	/	/	/	15	15	15	15	15
②-①	低学年	/	/	/	17	15	13	11	9
	高学年	/	/	/	6	5	4	3	2

※平成25・26年度高学年 夏期のみ

【量の見込みと確保方策の考え方】

共働き世帯の増加から、ニーズ調査でも高い利用意向となっています。実績を考慮して、伸び率を見込みました。キッズドリームワールド（小学校敷地内施設）での事業実施により必要な量を確保します。また、平成27年度から高学年（4～6年生）の受け入れを行います。

※ 上記、キッズドリームワールドで実施する子どもクラブのほかに町内には、保育所（遊々保育園）が自主運営事業として実施している「学童保育」があります。

6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保について

国が示す基本指針では、次の（１）～（５）の項目について、各自治体の考え方を示すこととしています。当町では、国の指針に沿ってその考えを示すとともに、量だけではなく各サービスの質の向上にも努めていきます。

（１）認定こども園の普及についての基本的な考え方

新制度では、保護者の就労状況等に関わらず、そのニーズや選択に応じた多様で総合的な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や特長を併せ持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置づけられ、国では、認定こども園の認可・認定手続きの簡素化などにより、新たな設置や移行をしやすいするなど、普及のための施策を打ち出しています。

こうした動向を踏まえ、当町においても各園の移行希望や施設の状況などを十分に考慮しながら、必要な体制づくりを支援します。

（２）幼稚園教諭や保育士等の資質向上のための支援

乳幼児期の教育・保育の目指すところは、本質的にはすべての子どもの健やかな育ちであり、そのためには、教育・保育に携わる幼稚園教諭や保育士等の資質向上が不可欠です。こうした観点から、次のような方法を取り入れながら、人材の確保や育成に努めます。

①幼稚園教諭や保育士等による合同研修

幼稚園教諭と保育士が、教育と保育を一体的に提供する意義や課題を共有できるよう、合同研修の開催などによる職員の資質向上のための支援を行います。

②特に支援を要する子どもに関わる職員の資質向上

すべての子どもの健やかな育ち、子どもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのある子どもや特別な支援を要する子どもについて、その状況を的確に把握し適切な教育・保育が提供されるよう、専門機関との連携を強化するとともに、職員の資質向上に努めます。

③教育・保育に関わる職員の処遇改善

様々な教育・保育の量的確保や質の改善を図ることによって、結果としてその担い手である保育士等の確保がこれまで以上に切実な課題となると予想され、今後とも国の制度等を活用し、保育士の処遇改善に努めます。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法においては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質で適切な内容と水準をもった子ども・子育て支援を実施することが求められています。

そのためには、乳幼児期の教育・保育が生涯の人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、一体的な教育・保育を提供する必要があると考えます。

また、在宅の子育て家庭を含めてすべての子育て家庭のニーズに応じた、多様かつ総合的な子育て支援を行うために、地域の子ども・子育て支援の質・量にわたる充実が重要です。

妊娠・出産期から学童期まで切れ目のない地域支援体制の確保、保護者に寄り添った相談や適切な情報提供への配慮、安全・安心で健全な子育て環境の確保、子育て支援に携わる人材の育成及び活用が必要であると考えます。

(4) 幼稚園や保育所、認定こども園と小学校との連携

乳幼児期における子どもの健やかな育ちや、教育・保育の連続性を確保するためには、小学校教諭と幼稚園・保育所・認定こども園の職員が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

幼稚園や保育所、認定こども園での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、乳幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、幼稚園・保育所・認定こども園の園児と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研究の機会を設けたりするなど、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

(5) 満3歳未満における保育利用率

満3歳未満の子どもの総数に占める3号認定の利用定員の割合（保育利用率）は、平成31年度に36.0%になることを見込み、利用定員の確保を目指します。

■満3歳未満の子どもの総数に占める3号認定の利用定員の割合

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
人数	216	213	214	214	214
利用定員数	56	57	75	75	77
保育利用率	25.9%	26.8%	35.0%	35.0%	36.0%

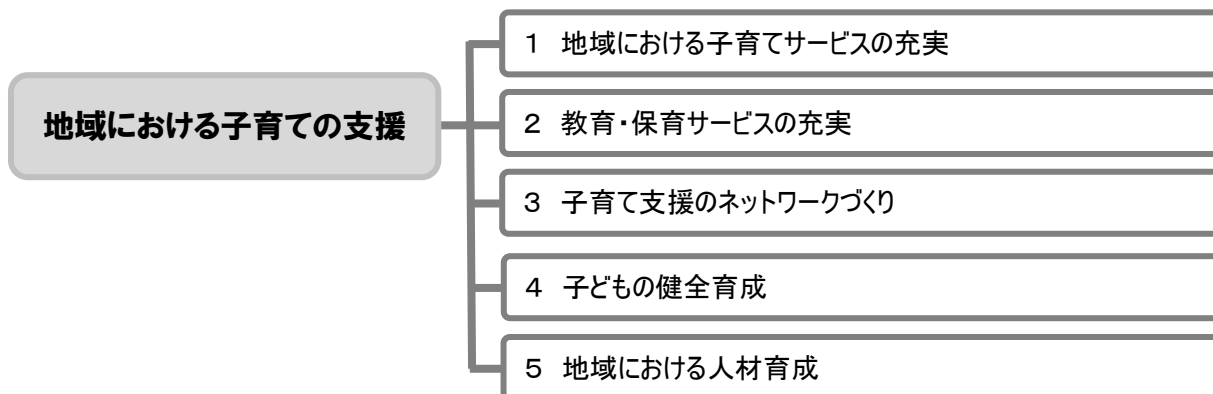
第5章

子育て施策の展開

基本方針 1 地域における子育ての支援

■基本方針■

■基本施策■



現 状 ・ 課 題

- 子育ての不安感や負担感を増長させている原因として、従来にはあった地域の助け合いや見守り機能が低下していることが考えられます。当町では、次世代育成支援行動計画から引き続き保護者同士の交流の場、悩みや相談が気軽にできる場として地域子育て支援拠点事業／つどいの広場（アンブレラ）を実施しています。
- 女性の社会進出が進む中、子育て家庭における共働きが増えています。勤務形態も多様化しており、現在就労していない母親でも潜在的な就労意向を持つ人が多くなっています。また、パートタイム・アルバイト等として就労している人でフルタイムへの転換の希望も多くあります。就学前・就学児童の保護者にかかわらず、勤務形態の多様化、核家族化などにより、保育時間の延長や早朝等、家庭での保育の充足を図るためのサービスの充実が望まれています。
- ホームページやメール配信サービス、子育て支援ブックなどにより、各種子育て支援サービスについてある程度周知されているものの、克服すべき課題があるように見られます。
- 現在の放課後児童に対する事業としては、キッズドリームワールドにおいて放課後子ども教室と放課後子どもクラブ（学童保育）を実施していますが、運営面、利用者からのニーズなど、様々な課題が浮かび上がっています。放課後及び休日の児童を一体的に見守るという観点から、各実施主体が連携して事業を展開する必要があり、スポーツや体験活動、清掃活動などを通じて、人と関わる場を提供する必要があると考えます。

施 策 の 方 向 性

基本施策1 地域における子育てサービスの充実

共働き世帯やひとり親家庭を含めたすべての子どもが安心して過ごせるように、子育てサービスの提供を質・量ともに充実させていく必要があります。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	地域子育て支援拠点事業（つどいの広場） （必須事業）	子育て中の親子が気軽に交流、相談ができる場を提供し、育児不安の解消や仲間づくりのための親子の居場所づくりを行います。公民館等でサロン、講習会等を開催し、地域でのふれ合いを図ります。	こども課 (アンブレラ)
2	子どもの発達・教育相談事業	子どもの発達や教育、生活の中での困ったことなどの相談に応じます。	こども課 教育課
3	一時預かり事業 （必須事業）	保護者の疾病や冠婚葬祭、育児疲れ、兄弟の行事参加等の理由により一時的に保育が必要となったときに、保育所等で児童を預かります。	保育所 こども園
4	病児・病後児保育事業 （必須事業）	専用スペースにおいて、病気回復期にある児童を一時的に預かります。 町内(1) 美濃加茂市(1)可児市(1)各務原市(1) 関市(2) ※ ()内利用可能施設数	病児病後児保育室
5	ファミリー・サポート・センター事業 （必須事業）	子育てを手伝って欲しい人と、子育てを手伝いたい人が会員になり、お互いに助け合う組織を作り、地域で子育てを行います。	こども課
6	子育て短期支援事業 （必須事業）	【ショートステイ事業】 保護者が病気の場合や日常の保育ができない時などに、児童養護施設等において一時的に児童を預かります。 【トワイライトステイ事業】 保護者が仕事その他の理由によって、夜間において家庭での養育が困難な場合に、児童養護施設等にて生活指導、夕食の提供等を行います。	こども課
7	子育て情報メール	坂祝町メール配信サービス「かわら君メール」等を使って、子育て支援及び子どもの健康に関する様々な情報を提供します。	こども課

施策の方向性

基本施策2 教育・保育サービスの充実

幼稚園での「一時預かりをして欲しい」「延長保育をして欲しい」などのニーズも多くなっていますが、保育機能と幼稚園機能についての検討が必要となります。また、子どもが安心して過ごせるように、子どもの視点に立った良好な教育・保育環境を確保していくことも重要です。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	通常教育事業 <u>(必須事業)</u>	幼稚園において、就学前の3歳から5歳までの子どもを対象に幼児教育を実施します。	幼稚園 こども園
2	通常保育事業 <u>(必須事業)</u>	家庭で児童の保育にあたる者が、労働・疾病・看護等の理由により保育できない場合に、就学前の子どもを対象に保育所において保育を実施します。 また、地域型保育事業を行う者が、町内で小規模保育等を実施する場合は、十分な情報共有と連携支援の充実に努めます。	保育所 こども園
3	時間外（延長）保育事業 <u>(必須事業)</u>	通常の保育所開所時間外の保育ニーズに対応します。	保育所 こども園
4	一時預かり（幼稚園型）事業 <u>(必須事業)</u>	幼稚園通園児を対象に、通常教育の時間を超えて一時預かりを実施します。	幼稚園 こども園
5	障がい児保育事業	希望する教育・保育が受けられるように、集団生活を送るために支援が必要と認められる児に対して、支援員の加配を行います。	こども課

施策の方向性

基本施策3 子育て支援のネットワークづくり

地域で支え合いながら子育てをするためには、同世代・多世代がふれ合う機会を通して情報の共有や提供などを行い、関係機関や地域におけるネットワークを確立し、活用することが必要です。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	子ども・子育て会議の実施	坂祝町子ども・子育て会議を開催します。 会議では、子育て支援に関わる多様な主体で構成し、坂祝町子ども・子育て支援事業計画の評価及び検証等を行います。	こども課
2	子どもの情報交換会	子どもの療育に関わる福祉・教育・医療等の円滑な連携を図るために、つくんこ教室が中心となり各担当者が定期的に会議を開催し、状況や問題点を話し合います。	こども課
3	民生・児童委員と保・幼・小・中学校との懇談会	各機関の代表者と民生・児童委員との懇談会を行い、情報提供等を行うことで、地域の児童の健全育成について共通認識を図ります。	福祉課
4	サンサンふれあい交流会	保育所・幼稚園・シニアクラブ、身体障害者福祉協会、老人ホーム、ボランティアによる世代間交流を図ることを目的とした運動会を行います。	福祉課 社会福祉協議会
5	子育て講座「ノーバティーズパーフェクトプログラム」	子育て講座「ノーバティーズパーフェクトプログラム（NP）」を開催し、母親たちがお互いを認め合い・支え合う育児を学ぶ機会を提供します。	こども課 (アンブレラ)
6	子育て支援ブック・リーフレット	坂祝町の子育て支援を紹介する冊子やリーフレットを作成し活用することで、子育て情報を分かりやすく発信します。 母子健康手帳配布時や転入時に配布します。	こども課

施策の方向性

基本施策4 子どもの健全育成

子どもの健全育成には、日ごろから地域ぐるみで見守り、育んでいくことが重要です。

また、放課後等に子どもたちが安心・安全に過ごし、多様な経験や活動ができるように「放課後子ども総合プラン」に取り組みます。

【具体的な取り組み】

(ア) 地域の協力による子どもの健全育成

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	子ども会育成協議会 会	単位こども会は、仲間と活動を共有することによって、より望ましい成長を意図したコミュニティ活動になります。 子どもは遊び仲間を求めており、遊びを通じて社会の一員として必要な知識、技能、態度を学んでいます。このような遊びの特徴を捉え、育成協議会は、単位子ども会が健全な仲間づくりや心身の成長発達に大切な活動を実施出来るようにサポートします。	教育課
2	青少年育成町民会議	地域で支え合う子育て環境の整備、親子のふれ合い等を目的とした事業を保育所、幼稚園、小中学校、各PTA、その他の各種団体の協力を得て展開します。	教育課

(イ) 放課後子ども総合プラン

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	放課後子ども教室	小学生児童が、多様な経験や活動ができる機会を提供します。	こども課 教育課
2	放課後子どもクラブ (学童保育) <u>(必須事業)</u>	両親が就労等している小学生児童を対象に、生活指導や遊びの指導を行います。	こども課

施策の方向性

基本施策5 地域における人材育成

子育て支援を進めるためには、支援する人を発掘し育成していく必要があります。
さらに、育成した人材が活躍できる仕組みづくりも大切です。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	利用者支援事業 <u>(必須事業)</u>	多様化する子育て支援サービスの中から、子どもや保護者が自分の家庭に一番ふさわしいメニューを適切に選択し、利用できるようにコーディネートを行う人材を育成します。	こども課
2	人材育成事業	子育て支援に携わる人材を発掘し育成します。 また、多世代の人材がそれぞれ活躍できる場所の提供を行います。	こども課

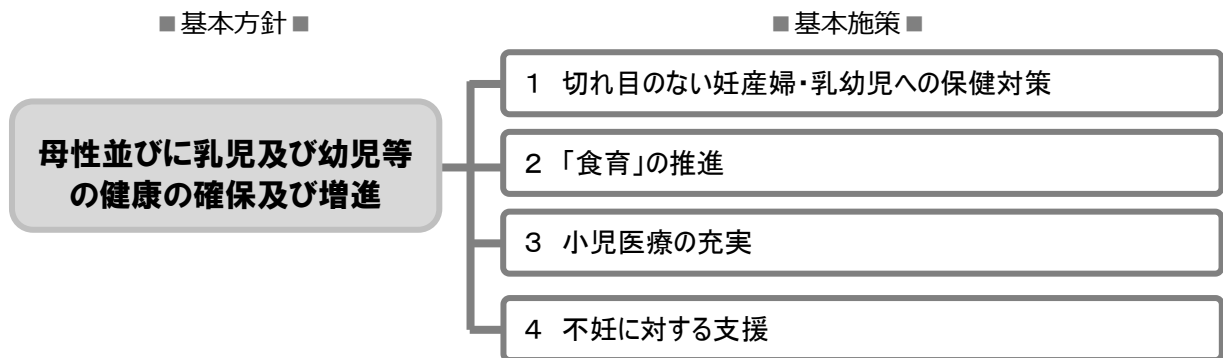
子育てカフェからのご意見

保育園、幼稚園の情報を詳しく知りたいが、どこで得ることができるのか分からない。

児童館等の施設内に、ファミサポの方や託児ボランティアの方が、一時預かりを気軽に受け入れられる場所をつくってほしい。

専門家、知識のある人が常時いて、サポートする。安心。
(ファミサポ)

基本方針 2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進



現 状 ・ 課 題

- 近年、核家族化や地域交流の希薄化から、子育て家庭が孤立しやすく、不安やストレスを抱えて妊娠、出産、育児をする方が増えています。また、身近な人が子育てする姿を見る機会が少なく、知識や経験不足があるなど、子育て世代の生活習慣や食習慣が乱れていることで子どもへ影響をきたしている場合があります。
- 時代の流れとともに、子どもたちをとりまく食の環境は大きく変わりました。大人の生活習慣病の予防は、子どもの頃から正しい食習慣を身につけておくことが大切です。そこで、乳児期からの食育が必要です。
- 小児医療は、過酷な診療状況などから、全国的にも減少傾向にあります。また、子どもの病状の変化は急激であることが多く、かかりつけ医を持つことの大切さを啓発するとともに、安心して受診できるように医療機関の情報を分かりやすく提示することが必要です。
- 近年、婚姻年齢が上昇していることの影響もあり、夫婦の6～7組に1組が不妊に悩んでいると言われています。不妊治療は高額なため、金銭的な負担が大きく支援が必要です。また、精神的な負担もあり、相談機関の普及啓発が必要です。

子育てカフェからのご意見

予防接種の日に体調が悪くなると、再度、予定を立てるのが難しい。

3歳児検診(1月～3月生まれの子)は、3月で心配事の相談するのに余裕が無いので、もっと早目に行ってほしい。

ご飯をなかなか食べてくれない。好き嫌が多い。

施策の方向性

基本施策1 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

「困った時には相談できる窓口がある」ということを知っていただくことや親同士、地域との交流の場、知識を得る場を確保することが必要と考えられます。また、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行い、安心して子育てが出来る環境を目指します。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	妊婦交流会 (プレピョクラブ)	同じ時期に出産をする母親、父親に交流の場を提供し、妊娠中からつながりが持てるように支援します。また、妊娠、出産、育児における必要な知識や情報を提供します。 助産師から、お産の進み方や母乳育児についての講話を行い、その後個別相談を行うことで出産へ向けての心構えと不安の軽減に努めます。 また、両親学級では沐浴体験や妊婦体験を行い父親の育児参加を推進していきます。	保健センター
2	養育支援事業 (ハイリスク妊産婦、 乳幼児家庭訪問) <u>(必須事業)</u>	医療機関や保健所と連携をとり、妊娠中から継続した支援を行います。健診や相談事業など子育てに関する情報を提供します。また、必要時は家庭訪問等で母親の育児不安の軽減、子どもの成長発達を支援します。 また、こども課等の関係機関と情報交換を行いながら連携を図ります。	保健センター
3	乳児家庭訪問事業(こ んにちは赤ちゃん訪 問) <u>(必須事業)</u>	出生後4ヶ月以内を目途に、保健師が家庭訪問し、子どもの発育・発達の確認と育児支援を行います。また、予防接種や健康診査等について説明を行い、適切な時期に受診できるよう支援していきます。	保健センター

4	ひよこころちゃん事業 (0歳児交流事業)	同じ時期に誕生した乳幼児と保護者を対象とし、育児の指導、母親の不安を解消するなど、仲間づくりの場を提供し、乳幼児学級、つどいの広場への参加へつなげます。	こども課 (アンブレラ)
5	乳幼児健康診査事業	4～5ヶ月児・9～10ヶ月児・1歳6ヵ月児健診・3歳児健診を行い発育発達の確認、疾病、虐待などの早期発見、育児不安の軽減に努めます。	保健センター
6	乳幼児健診等フォローアップ事業	要経過観察児等を把握する目的で、遊びの教室(年6回)を行います。そのほか教室や相談事業の際に確認を行い、フォローアップの充実に努めます。	保健センター
7	乳幼児健康相談事業	乳幼児健康相談・離乳食相談・1歳児歯みがき教室・2歳児歯みがき教室を行い、親の育児不安の解消を図ります。また、集団教育の際に事故防止等について指導を行います。	保健センター
8	運動発達相談会	運動発達についての心配ごとを身近な場所(つくんこ教室、保健センター)で相談できる機会を提供します。 専門的な助言を行いながら早期に対応し、支援を行います。	こども課 保健センター

施策の方向性

基本施策2 「食育」の推進

家族と心を通わせ、安心感を得られる家族団らんの食事時間の確保を推進するとともに、子どもたちが自分で自分の健康を守り、食に関心を持ち栄養バランスの良い食生活をおくることができる能力を育てます。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	食育教室の料理作りや食における教育	食生活改善推進協議会により、親子で料理体験の実施や食について学ぶ機会を提供します。また、町内の保育所、幼稚園に出向き食育教室を開催します。	保健センター 食生活改善推進協議会
2	健診時等における栄養士の相談及び知識の普及	乳幼児健診、乳幼児相談、離乳食相談や乳幼児期家庭教育学級等で栄養士が食事に関する知識の普及に努めます。	保健センター
3	歯科保健事業	妊婦歯周疾患健診、1歳児歯磨き教室、2歳児歯みがき教室、フッ素塗布、フッ化物洗口を行ない虫歯予防に努め、健康な歯でおいしく食事がとれるよう支援します。	保健センター

施 策 の 方 向 性

基本施策3 小児医療の充実

消防などの関係機関と連携し、緊急時の対応方法を学ぶ機会を提供します。

当町では、子育て家庭への経済的負担の軽減を図るため、乳幼児医療費の助成制度の対象年齢を平成20年度から中学3年生までに拡大しています。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	医療情報の提供	感染症の流行期に近隣医療機関、保健所等と連携を図りながら体制を整備し、医療等の情報を提供します。 近隣の医療機関情報の冊子を配り情報提供を行い、かかりつけ医を持つよう啓発します。また、「こどもの急病ガイドブック」を乳児訪問の際に配布し、病気やけがに対応できるよう普及啓発していきます。	保健センター
2	福祉医療費助成	出生から中学校卒業までの間、子どもの医療費を無償化し、子育て家庭の費用負担を軽減します。	住民課

基本施策4 不妊に対する支援

日本では、6～7組に1組の割合の夫婦が不妊症で悩んでいるといわれています。不妊についての知識の普及啓発と、安心して相談できる体制を整えます。また、不妊治療の経済的負担を軽減するための支援を行います。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	不妊相談	不妊相談、家族計画について相談できる場の提供をするとともに、岐阜県が実施する相談事業の情報提供をします。	保健センター
2	特定不妊治療費助成事業	不妊治療にかかる医療費を、年間10万円を限度に通算5年間助成します。	保健センター

基本方針3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

■ 基本方針 ■

■ 基本施策 ■

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1 次世代の親の育成

2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

3 家庭の教育力の向上

現 状 ・ 課 題

○近年、女性の社会進出や子育て環境の変化により、家庭における「子」と「親」の本来の関係が希薄になることが懸念されます。また、放課後や休日を子どもたちだけで過ごす家庭が増加しており、塾通いや習い事、ゲーム機を中心とした遊びの変化、治安の悪化等により子どもたちが地域の人々や自然にふれ合うなどの遊びの機会も減少しています。一方、孤立した中での育児や児童虐待などの新たな問題が生じています。

○当町では、小・中学校が1校ずつであり、小学校と中学校の義務教育の間、同じ友人と過ごすため、自分の個性が上手に発揮できないままに過ごすことがあるなど、仲間づくりや社会性の発達が心配されます。また一方で、ふるさとに対する愛着の醸成や仲間意識の高まりといった良い効果も考えられています。

子育てカフェからのご意見

小学生と乳幼児がふれ合える機会があると良い。

広い年代を考慮した施設があると良い。

子ども会と敬老会の交流。
ふれあいサロンは大切。

施策の方向性

基本施策1 次世代の親の育成

男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義に関する教育・啓発に取り組めます。中学生等が、子どもを生き育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるようにするため、乳幼児とふれ合う機会を持つたり、職場体験等を通して社会の仕組みを学びます。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	乳幼児とのふれあい体験学習事業	中学生が乳幼児とふれ合う機会を持つことや妊婦体験により、命の尊さや育児について学びます。	中学校 保健センター こども課
2	職業体験	中学校の事業の一環として、町内の事業所等で職場体験を行うことで、働くことについて考える機会を提供します。	中学校 教育課

施策の方向性

基本施策2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

教育・保育施設と教育関係機関が連携して、町の教育指導の柱である「豊かさ」「確かさ」「たくましさ」を育む取り組みを考えていく必要があります。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	保・幼・小・中の連携	幼児教育推進事業の成果を生かしながら、町教育研究会が主体となり、合同研修会を実施し、職員同士の交流を深めるとともに、子ども同士が交流できる事業を実施します。	教育課 こども課 保育所 幼稚園

施策の方向性

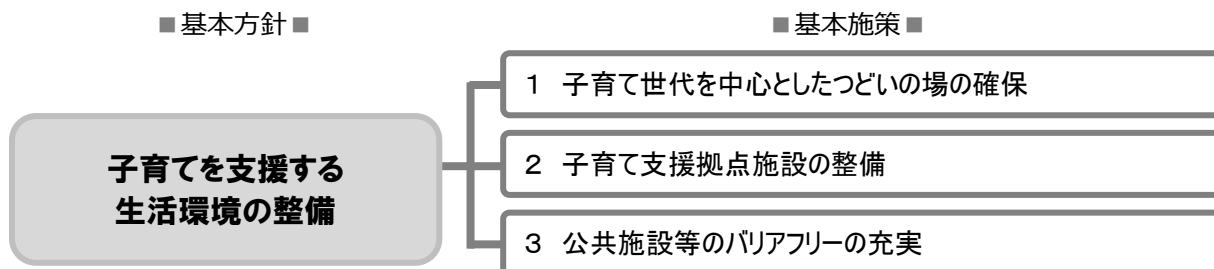
基本施策3 家庭の教育力の向上

家庭教育の自主性を尊重しながら、地域や学校をはじめとする豊かなつながりの中での家庭教育への支援の充実が求められています。親育ちを応援する学習や交流の機会の提供による家庭教育支援を行うことが重要です。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	家庭教育学級推進事業（就学前）	子育て支援やしつけ・食育・コミュニケーションの大切さなどをテーマに、家庭教育に関する学習会や交流会を乳幼児の保護者を対象に開催します。 各関係機関においても年齢層に合った講演会を開催するなど、保護者や地域を対象にした家庭教育に関する啓発を実施します。	こども課 保育所 幼稚園
2	乳幼児期家庭教育学級（父親教室・祖父母教室）	父親の役割や祖父母の関わり方、子どもとのふれ合い方を学ぶ場や父親同士の交流事業を実施します。	こども課
3	家庭教育学級推進事業（就学後）	乳幼児期の家庭教育学級で作られたつながりを基盤に、親としての誇りを高めるための講演会の合同開催等を行い、PTA活動や学校行事とタイアップした家庭教育を支援します。	教育課

基本方針4 子育てを支援する生活環境の整備



現 状 ・ 課 題

- 当町では、比較的小規模な公園が多く整備されており、身近で子どもたちが遊ぶことができる場が確保されています。安心、安全な遊び場の確保のために、老朽化した遊具の点検・修繕などを定期的に行う必要もあります。
- 定住自立圏構想で協定を交わした美濃加茂市の公園を利用するなど、大きな施設整備は広域的利用を促進して「住みやすい圏域」を確保していく予定ですが、町内においても子育て支援拠点施設・児童館・児童公園を望む意見もあります。
- 妊婦や子育て世代の方が利用しやすい施設は、全ての方々が利用しやすい施設と言えます。当町では、庁舎窓口や保健センター等の公共施設内にベビーベットやおむつの交換ができるスペース、授乳スペース、駐車スペース等を確保し、子育て中の方が安心して外出できるまちづくりを進めています。

子育てカフェからのご意見

土日にちょっと遊びに行ける場所が欲しい。(公園だけでなく室内の遊ぶところ)

アンブレラがもう少し時間が長いといい。

遊べる年齢が小学生未満だと、兄弟がいる人は利用できない。(サンライフ)

施策の方向性

基本施策1 子育て世代を中心としたつどいの場の確保

子育て中の保護者が、日頃の不安や悩みを相談したり、お互いのコミュニケーションを図ることは、育児の孤立化を防ぐ意味でも重要です。子育て中の親子が、安全で安心してつどえる場所の継続的な確保が必要です。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場) (必須事業)	子育て中の親子が気軽に交流、相談ができる場を提供し、育児不安の解消や仲間づくりのための親子の居場所づくりを行います。公民館等でサロン、講習会等を開催し地域でのふれ合いを図ります。	こども課 (アンブレラ)
2	キッズランド (サンライフさかほぎ)	サンライフさかほぎ内の「キッズランド」において、気軽に親子で利用できるスペースを提供します。	社会福祉協議会
3	きらきらパーク (サンライフさかほぎ)	就園前の親子が集える「きらきらパーク」を定期的で開催し、交流や相談ができる場を確保するとともに、運営するボランティアの育成に努めます。	子育てボランティア
4	おもちゃ図書館 「はっぴー」 (サンライフさかほぎ)	おもちゃ遊びを通じて、子どもの関心や興味を助長するとともに、親子や祖父母、障がいの有無に関係なく気軽に集まって一緒に遊び、交流する場を提供します。	子育てボランティア
5	おもちゃ病院 (サンライフさかほぎ)	家庭で使わなくなったり壊れてしまったおもちゃを治療(修理)し、再利用するために開院(設)し、物を「大切に作る心」「いたわりの心」を親子で学び、交流を図ります。	子育てボランティア
6	公園施設維持管理事業	身近で子ども同士で遊べる場の確保のため、また、地域の方が集える場とするため、地域の皆さんと協働により、老朽化遊具の取り替えや危険箇所の点検と修繕をするなどの整備方法を検討し、安全を確保します。	教育課 自治会 子ども会

団体ヒアリング～きらパクma²

絵本の読み聞かせや手遊び、季節にあわせた行事、工作をしています。
坂祝町の子育て支援はとても充実していると思います。色々な団体が連携をとって、子どものためにどうしたら良いか考えていけたら良いと思います。

団体ヒアリング～オレンジママ～

小学校の朝読書、わくわくタイム（昼休み）の読み聞かせ・図書館授業で読み聞かせを年間43回行っています。
オレンジ文庫も子どもたちに利用されているので蔵書数を増やしていきたい。朝読書の読み聞かせは1クラスから2クラスに増やしていきたいです。

団体ヒアリング～おもちゃ図書館「はっぴ」～

ボランティア（第2土曜日、第4木曜日 10時～11時30分）おもちゃの出し入れ、カードの出し入れをしています。
健康フェスティバルを開催していきたいです。

団体ヒアリング～おもちゃ病院アングルズ～

町内外の幼児及び保護者を対象に、子どもが遊ぶおもちゃの不具合を解消するために、毎月第2土曜日（10時～11時30分）におもちゃ病院を開設し、玩具修理を実施しています。
日本おもちゃ病院協会に加入し、おもちゃドクターによる技術交流や修理パーツの補充等を進めていきたいです。近隣地区は、おもちゃ病院協会に加入しているので坂祝町も加入しレベルアップ、修理部品の充実を図りたいです。

団体ヒアリング～おおきなき sakahogi～

子どもたちへの読み聞かせを中心に活動しています。絵本を題材にした人形劇やブラックパネルシアターの制作にも力を入れています。
町外で子育て支援・読み聞かせなどで活動している方々との交流・合同の勉強会など意識を高めながら活動を広げていきたいです。

施策の方向性

基本施策2 子育て支援拠点施設の整備

すべての人が住みやすく魅力あるまちづくりを進めるために、子育て応援プロジェクトを立ち上げるとともに、子育て世代だけではなく、多世代が集える新しい子育て支援拠点施設（児童館・児童公園等）の整備を推進します。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	子育て応援プロジェクトの推進	多様化する子育て支援のニーズに対応するため、町職員で構成する「子育て応援プロジェクト」を立ち上げ、事業を推進します。	こども課
2	子育て支援拠点施設の整備	子育てに関するアンケートやアンブレラ利用者の声など住民のニーズに応えるため、子育て支援拠点施設や児童館、児童公園などを検討し、必要に応じて施設を整備します。	こども課

子育てカフェからのご意見

平日遊ばせられるちっちゃい公園と土日に遊ばせられる大きい公園
→公園で集まって話ができる。

児童館
(例)1つの建物に
1階 未満児
2階 幼稚園～小学生
フリースペースとか。

施策の方向性

基本施策3 公共施設等のバリアフリーの充実

バリアフリーの徹底、ユニバーサルデザインの考えを取り入れ、老朽化による施設改修を行う際には改善を図るなど、子育て関連事業を実施する機関が連携して、環境整備を推進します。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	公共施設の「バリアフリー」の整備	赤ちゃんを連れた人が気軽に立ち寄れることができるように、授乳・おむつ交換ができる場の設置、ユニバーサルデザインの推進を行います。また、公共施設等の改修を行う場合には、子育て世代に配慮した「バリアフリー」の視点を取り入れ、工事を実施します。	総務課

基本方針5 職業生活と家庭生活との両立の推進

■基本方針■

■基本施策■

職業生活と家庭生活との
両立の推進

1 子育てしやすい職場環境の整備

2 働きやすい家庭環境づくり

現 状 ・ 課 題

- 女性が働き続ける上で、結婚、出産、子育て、介護が大きな問題となっています。子育てや介護は、家庭だけではなく社会全体で一緒に取り組む必要があります。
- 男女共同参画社会という意識が定着し、女性は結婚して出産するという選択肢だけでなく、多様なライフスタイルを選択できるようになってきました。また、少子高齢化社会にあって、女性も重要な働き手であるという認識も社会の中には生まれつつありますが、個々の家庭においては、パートナーを支援するという男性の意識がまだまだ十分ではありません。
- 職場や家庭の問題だけではなく、地域全体で男女共同参画社会をつくっていかねばなりません。家事や子育ては、家庭（女性）の役割という意識が根強いのが現状です。

子育てカフェからのご意見

子育て世代でも無理なく働ける企業情報。

子育て中にできる仕事を案内してほしい(短期)。

パパの育児休暇の充実。

施策の方向性

基本施策1 子育てしやすい職場環境の整備

子育てや介護期を、女性だけでなく、男性に対しても職場が理解し、働き続けることができることを目指し、育児・介護休業制度をはじめとした支援制度を普及・啓発していきます。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	母性健康管理指導事項連絡カードの利用促進	働いている方に、妊娠中の健康管理のため、母子健康手帳交付時に「母子健康管理指導事項連絡カード(母健連絡カード)」を配布しています。これは、妊娠による諸症状に対し医師の指導のもと、休業等の措置を取りやすくするためのものです。有効活用されるよう、妊婦には説明の強化、企業にはチラシを配布して理解を求めます。	保健センター 総務課
2	育児休業等・介護休暇の取得推進	男性が子育てにもっと積極的に参加できるよう、町と商工会が連携し、男性の育児休業等や介護休暇の取得を推進します。	総務課
3	女性が働き続けられるための職場環境の改善	子育てや介護期を、女性だけでなく男性に対しても職場が理解し、働き続けることができることを目指し、育児・介護休業制度をはじめとした支援制度を普及・啓発していきます。	総務課
4	女性の再就職に対する支援の働きかけ(商工会・事業所)	町内の事業所に対して、雇用に関する法令・制度を周知するため、通知文の送付や商工会への働きかけなど、積極的に情報提供や就業の場における男女共同参画の促進について認識を高める啓発を行います。	総務課
5	女性の職業能力育成に対する支援	女性が知識を身に付け、能力を発揮できるよう、リーダー育成講座・研修会を通じた人材の育成を行います。	総務課

施策の方向性

基本施策2 働きやすい家庭環境づくり

家事・子育ては女性の役割という根強い意識の払拭により、仕事も子育ても頑張りたいという家庭（女性）に共感し、夫は勿論、地域からの協力も得られるように働きやすい家庭環境づくりを支援します。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	共働き家庭への支援	女性の社会進出などにより、共働き家庭が増えています。保育事業や放課後子どもクラブ等のサービスの充実やワーク・ライフ・バランスを推進し、それぞれの家庭に適した支援を実施していきます。	こども課
2	家庭内での家事分担	職場では、男女の差別なく雇用の機会が与えられることになっています。同じように仕事をするためには、家事や育児の役割を、夫や他の家族に担ってもらう必要があります。それぞれの家庭に適した方法を、具体的に話し合う機会を提供したり、家事をテーマに講座を開催します。	総務課 教育課 こども課
3	父子手帳の交付	岐阜県が作成している「父子手帳」を交付し、父親の育児参加を推進します。	保健センター

基本方針6 子どもの安全の確保

■基本方針■

■基本施策■

子どもの安全の確保

1 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

2 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

現 状 ・ 課 題

- 児童、生徒は、地域の方々の防犯パトロールにより、安全・安心な登下校が実施されています。しかし、一方、帰宅後や休日、地域での過ごし方においては、子どもだけで安心して外出でき、屋外で遊ぶ環境とは言い難い現状です。また、近年アパート世帯が増加する中、アパート世帯と地域（自治会）の交流が希薄となっているのも否めません。
- スマートフォン等の新たな情報機器の普及とともに、長時間利用による生活リズムの乱れやコミュニティサイト等に起因する犯罪被害等が問題となっています。

子育てカフェからのご意見

通学の交通安全
見守り。
(地域でできること)

見守り携帯所持
OKにしてほしい。
→ 小学校へ

声かけ
挨拶で明るい雰囲気。

施 策 の 方 向 性

基本施策1 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

普段から子どもを守る体制をつくり、子どもたちが安心して安全な活動ができるような取り組みを推進します。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	セルフディフェンスの実施	防犯教室や命を守る訓練の参加を通して、子どもたちのセルフディフェンスへの意識を高めます。	学校地域安全サポートチーム 教育課 小学校 中学校
2	不審者情報メールの配信	不審者情報等を得るため、保護者や地域住民に対してメール配信サービスを活用します。	教育課
3	学校地域安全サポートチームによる見守り	学校地域安全サポートチームや地域住民が協力して、安心・安全な見守り活動を実施します。	学校地域安全サポートチーム 教育課
4	「子ども 110 番の家」の設置	地域に協力をしていただき、子どもが登下校等の道中で不審者に遭遇したり、危険を感じたりした時に駆け込める家を定めます。	教育課
5	通学路点検	各関係機関が連携して通学路を点検し、危険な箇所を地図上に記載し、必要な対策を講じます。また、結果をホームページ等で公表し、保護者や地域住民の注意喚起を促します。	通学路安全推進会議

施策の方向性

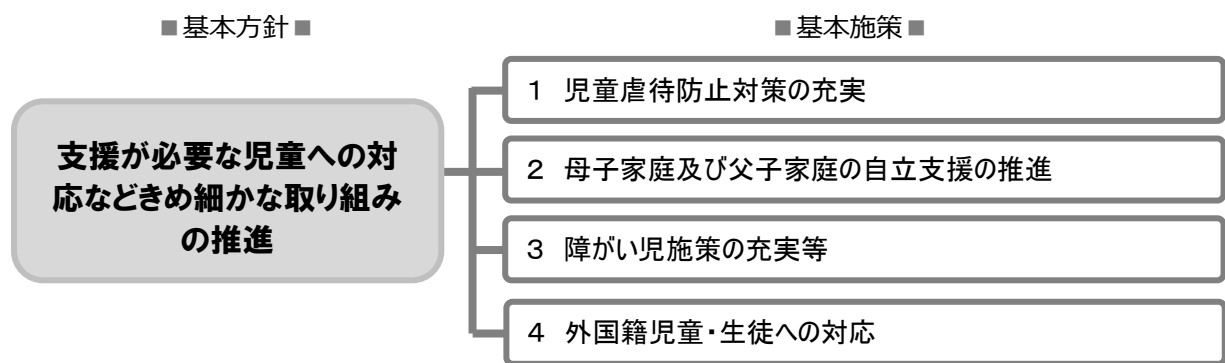
基本施策2 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

子どもを取り巻く有害環境対策が必要です。子どもが巻き込まれないように、保護者への教育や意識啓発に取り組みます。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	ソーシャルネットワークサービス及びスマートフォン対策の推進	保護者が集まる会合等でIT機器の健全な使い方等について、学ぶ機会を提供します。 また、チラシの配布等を行い、情報モラルの意識向上についての啓発に取り組みます。	教育課
2	有害図書立ち入り調査	青少年を健全に育む環境づくりを目的として、立ち入り検査を実施します。	教育課

基本方針 7 支援が必要な児童への対応などきめ細かな取り組みの推進



現 状 ・ 課 題

- 虐待に関するニュースをよく耳にするようになりましたが、当町も例外ではありません。虐待に対する情報が多くなり、身近に起きているかもしれないと思っても、実際はどの程度のものが虐待か判断できず、「通告」という行動につながらないことが多くあります。また、不安に思っても家庭内のことではっきりと見えないため、通告行動には勇気が必要になっています。
- 個人が尊重される時代になり、各自の生活スタイルが多様化したことにより、社会全体ではバランスの取れた生活ができにくくなっています。家庭内でもその傾向は否めず、個が尊重され自立しているように見えますが、一部では親の役割が果たせず、家庭内の問題が家庭内で解決できない状況になっています。
- ひとり親家庭では、子どもの高校・大学への進学や就職といった節目での金銭的なことを心配される親が見受けられるので、安心して社会への第一歩が踏み出せるよう支援することが必要です。
- 療育の場と子育て支援の場が同じ施設にあることによって、互いに相談しやすい関係が構築されています。また、検診や園訪問等の際にも連携を図ることが出来ており、相談件数も増加し、療育につながる件数も多くなってきています。
それとともに療育支援事業は、定員を超えたニーズがあり、現在待機児童も発生しています。また、小学生の発達障がい児及び傾向児も増加傾向にあり、個別に対応を考えていく必要があります。
教育・福祉の連携により、障がいについての周知も広がりつつありますが、体制的に連携できる仕組みを構築していくことが重要です。
- 当町の特徴として外国籍住民の割合が高く、幼稚園・保育所に通園する児童も増えてきています。言葉の壁や文化の壁を克服し、互いに共生できる教育・保育環境の確保が必要です。

施 策 の 方 向 性

基本施策1 児童虐待防止対策の充実

今後は、地域の中で子育て家庭の見守りや親のストレスの解消をしていくことが、虐待の予防として重要です。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	坂祝町要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会	坂祝町要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会を組織し、児童虐待・DV被害に遭わない地域づくりについて定期的に話し合います。 各関係機関が連携して、発生予防・早期発見・早期対応に努めます。	こども課 坂祝町要保護児童対策及びDV防止対策地域協議会
2	児童虐待等防止に向けた啓発	啓発活動や講演会等に参加する機会を提供し、要保護児童対策及びDV防止対策について学び、地域全体で見守る体制づくりを進めます。	こども課
3	親のストレス軽減	子育て講座「ノーバデーズパーフェクトプログラム」の開催等を通して、子育てに悩む保護者の負担軽減を図ります。	こども課 (アンブレラ)

施策の方向性

基本施策2 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

今後は、自立を目指した周りからの適度な支援とそのことが受け入れられるような環境づくりが必要となってきます。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業	母子家庭の母、父子家庭の父等に、就学・就職支援などを目的とした県の貸付制度についての相談を行います。	こども課
2	母子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母及び父子家庭の父の主体的な能力開発を支援するため、県の事業についての相談を行います。	こども課
3	ひとり親自立支援相談	ひとり親家庭に対し、相談に応じて自立に必要な情報提供及び指導を行います。岐阜県ひとり親家庭等就業自立支援センター等の周知を行います。	こども課
4	子育て行政案内ダイヤルの開設	子育てに関する問い合わせに、サービス内容や制度等を伝えます。	こども課
5	低所得者への支援 (必須事業)	住民税非課税世帯やひとり親世帯などの低所得者家庭への支援サービスを検討し、必要に応じて導入します。	こども課
6	コミュニティソーシャルワーク事業	町社会福祉協議会が実施するコミュニティソーシャルワーク事業において、ひとり親家庭からの生活相談に対応します。	社会福祉協議会

施策の方向性

基本施策3 障がい児施策の充実等

療育や支援を考える際に、子どもたちがライフステージに合わせて社会参加できることが重要です。早期に対応することにより、子どもの困り感が軽減され、周囲に理解される可能性が大きくなります。こうした支援を次のステップにつなぎ、子どもを将来的にみていく連携体制づくりが必要です。全ての子どもが安心して健やかに育っていけるように支援します。

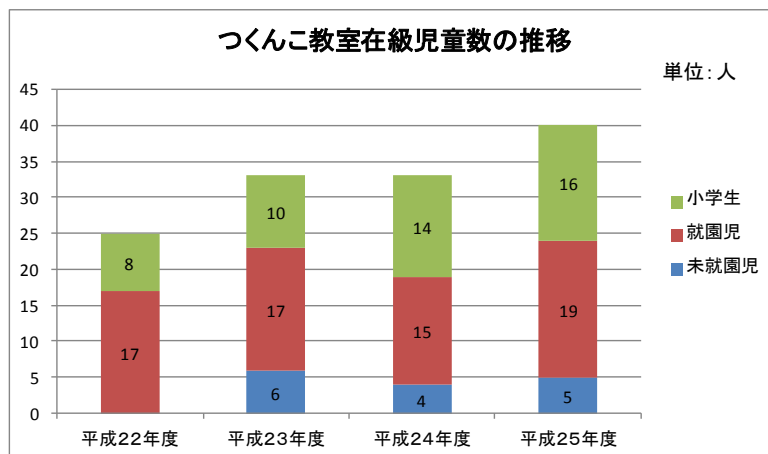
【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	親子療育通園事業 (つくんこ教室)	障がいの有無にかかわらず、困り感のある子どもに対して、健診の参加や、保育所・幼稚園・学校・家庭訪問など行い、子どもたちの生活の場との連携を図り、個別支援計画をもとに一人ひとりに合った適切な指導を行います。 作業療法士（OT）からの指導や医師など研修を含め、各専門家の協力を得て行います。	こども課
2	地域療育支援事業	特別に支援の必要な子どもに対する園での加配の有無、支援の方法など園との連携を取って行います。勉強会、会議、園訪問などを気になる子どもの支援相談を含めて定期的に行います。	こども課
3	子どもの発達・教育相談会	発達の心配や子どもの困り感、親の対応の不安など、子どもについての相談を専門員が行います	こども課 教育課
	定期相談事業	身近な悩みや発達の相談を受けます。	
4	周囲が障がいの特性を知る活動	障がいの特性を知る啓発活動を行います。子ども教室など地域の中で障がいを持つ子どもとそうではない子どもが共同できる環境を作ります。 親の会活動で親が子どもの特性や教室のことを知り、親同士がつながる活動を行います。	こども課 教育課
5	障がい児支援	障がい児やその家族等を身近な地域で支援します。放課後等デイサービス、日中一時支援を活用できるよう積極的な働きかけを行います。	福祉課

つくんこ教室の現状と役割

○早期対応の必要性（幼児期）

つくんこ教室は、親子療育通園事業と地域療育支援事業を実施しています。特に障がいという枠にとらわれず、保護者等が育てにくさや関わりにくさを感じた時に、気軽に相談できる場所として相談者が増加し、通級児童も幼児（就園児、未就園児）・小学生ともに増加しています。



教室では、子どもの行動や遊びを見ながら、お母さんと一緒に子育てを考え、子どもの育ちを促します。子どもが抱えている課題に早めに対応することで子ども自身も楽しく遊びを経験でき、集団活動へとつながっていきます。

○集団の中で困り感のある子どもたち（就学児）

周りの理解や受け入れ、本人の自己肯定感を育てることで、社会の中で生き生きと生活できます。小学校の段階までに支援を行うことで、将来の自立につないでいくことが大切です。

通級理由

	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	幼児	小学生	幼児	小学生	幼児	小学生	幼児	小学生
ことばの遅れ	11	1	11	1	13	2	15	4
構音	3	1	2	2	2	1	4	1
身体	1	0	2	0	1	1	1	1
発達全般	0	1	1	2	0	2	0	2
行動(発達障害)	2	5	7	5	3	8	4	8
合計	17	8	23	10	19	14	24	16

* 幼児期はことばの遅れが多く、小学生は行動の問題が多くなってきます。

団体ヒアリング～つくんこ親の会～

つくんこ教室に通う子の親が集まり、各イベントの話し合いを行っています。福祉・健康フェスティバルへの出店を行っています。

子どもたちが頑張っているので、親も積極的に部の交流会や学習会等に参加します。

施策の方向性

基本施策4 外国籍児童・生徒への対応

外国籍園児・児童・生徒が等しく教育を受けられるように、必要に応じて日本語指導を行います。また、定住外国人自立支援センターが窓口となり、外国籍住民からの相談対応や情報提供などを行い、保護者を支援します。

【具体的な取り組み】

NO.	事業名	事業内容	担当課
1	日本語指導助手委託事業	小学校・中学校等において外国籍の園児・児童・生徒に対し、日本語の指導など、学校生活への適応に向けた支援を行います。	教育課
2	定住外国人自立支援センター	役場窓口に定住外国人自立支援センターを設置し、相談員が外国籍住民への相談業務や情報提供を行います。	総務課

第6章

計画の推進にあたって

1 計画の推進体制

(1) 庁内における推進体制

本計画にあたっては、関係部局相互の連携のもと総合的かつ効果的な推進に努めるとともに、関係部局においては、計画の趣旨を踏まえた施策の展開を図ります。

(2) 関係団体との連携・協働

多様化したニーズに対応するには、行政だけでなく、町全体として、子ども・子育て支援に取り組むことが必要不可欠であり、町内の子育てに関わる家庭をはじめとした、幼稚園、保育所、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

2 計画の評価

(1) 坂祝町子ども・子育て会議

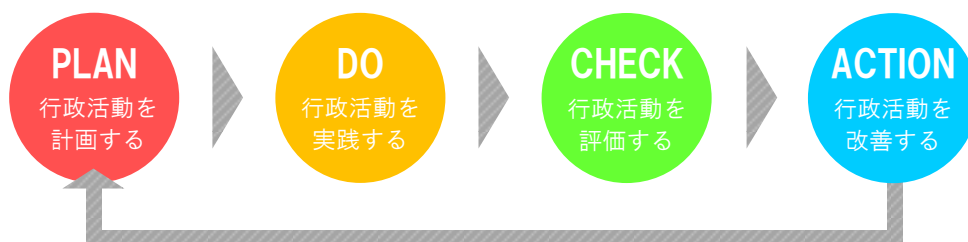
子ども・子育て支援に関する施策の実施状況について「坂祝町子ども・子育て会議」において、計画の進行管理及び評価を行います

(2) 評価及び結果の公表

「坂祝町子ども・子育て会議」において本計画の進捗状況を点検し、その結果を公表するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

なお、計画最終年度である平成31年度には、計画の実施状況を評価し、次期の計画を策定します。

■PDCAサイクルによる評価・検証



參考資料

坂祝町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

番号	役 職 名	氏 名	備 考
1	坂祝保育園保護者代表	渡 邊 あやこ	H25.10.1~H26.9.2
		三 品 紗綾果	H 2 6 . 9 . 3 ~
2	遊々保育園保護者代表	森 恭 太	H25.10.1~H26.9.2
		室 屋 直 美	H 2 6 . 9 . 3 ~
3	坂祝幼稚園PTA代表	高 杉 美由紀	H25.10.1~H26.9.2
		立 石 孝 奈	H 2 6 . 9 . 3 ~
4	乳幼児期家庭教育学級代表	紅 谷 みゆき	H 2 5 . 1 0 . 1 ~
5	乳幼児期家庭教育学級代表	瀬 瀬 由 華	H 2 5 . 1 0 . 1 ~
6	つくんこ教室保護者会代表	石 原 めぐみ	H 2 5 . 1 0 . 1 ~
7	坂祝保育園長	大 橋 たず美	H 2 5 . 1 0 . 1 ~
8	遊々保育園長	岡 崎 諦 裕	H 2 5 . 1 0 . 1 ~
9	坂祝幼稚園長	武 藤 永 治	H 2 5 . 1 0 . 1 ~
10	教育委員代表	古 田 博 英	H 2 5 . 1 0 . 1 ~
11	社会福祉協議会長	金 武 政 博	H 2 5 . 1 0 . 1 ~
12	商工会長	三 品 政 幸	H 2 5 . 1 0 . 1 ~
13	主任児童委員	梅 田 千枝子	H 2 5 . 1 0 . 1 ~
14	主任児童委員	美濃輪 圭 子	H25.10.1~H25.11.30
		六 浦 ひとみ	H25.12.1~H26.12.21
		小 関 なぎさ	H 2 6 . 1 2 . 2 2 ~
15	保健推進員代表	若 井 幸 子	H25.10.1~H26.9.2
		森 喜三子	H 2 6 . 9 . 3 ~

事務局

こども課長	伊 藤 マリ子	こども課課長補佐	渡 辺 由 紀
こども課課長補佐	兼 松 邦 彰	こども課子育て支援係長	石 原 真奈美
こども課主査	小 林 郁 美	福祉課保健師	須 永 佑未子

○坂祝町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、坂祝町子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他町長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

(臨時委員)

第3条 会議に特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が任命する。

3 臨時委員は、その特別な事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門委員)

第4条 会議に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干名を置くことができる。

2 専門委員は、町長が任命する。

3 専門委員は、その専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員(以下「出席委員」という。)の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、こども課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

坂祝町子ども・子育て支援事業計画

発行日 平成27年3月

発行者 坂祝町教育委員会 こども課

住 所 〒505-0071 岐阜県加茂郡坂祝町黒岩1260番地1

T E L 0574-26-7151 F A X 0574-26-7097